第5章 被保険者についての諸手続

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者は、正社員、準社員、パート・アルバイト等の呼称にかかわらず、原則として、被保険者となります。

これらの労働者は、原則として、その適用事業所に雇用される日から被保険者資格を取得し、離職等となった日の翌日から被保険者資格を喪失します。

これら被保険者に関する手続は、すべて適用事業所の所在地を管轄するハローワークで行っています。

1 被保険者となる労働者を新たに雇用したとき

- ・ 提出書類・・・・・「雇用保険被保険者資格取得届」または「雇用保険被保険者資格取 得届(連記式)」(新規に同一日で被保険者番号を複数取得し、かつ 一定規模の被保険者資格を取得する場合)
- ・ 提出期限・・・・雇用した日の属する月の翌月 10 日まで
- ・ 提出先・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
 - ※ マイナンバーを記載して提出してください。
- ・ 持参するもの・・以下のいずれかに該当する場合を除き、原則、添付書類の提出は 不要です。
 - ①~⑥に該当する場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、その他社会保険の資格取得関係書類等その労働者を雇用したこと及びその年月日が明らかなもの、有期契約労働者である場合には、書面により労働条件を確認できる就業規則、雇用契約書等の添付が必要です。また、ハローワークで確認の必要がある場合は、別途、確認できる書類を求めることがあります。
- ① 事業主として初めての被保険者資格取得届を行う場合。
- ② 被保険者資格取得届の提出期限(上記参照)を過ぎて提出される場合。
- ③ 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合。
- ④ 労働保険料を滞納している場合。
- ⑤ 著しい不整合がある届出の場合。
- ⑥ 雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反があった事業主による届出 の場合。
 - ※ 株式会社等の取締役等であって従業員としての身分を有する者、事業主と同居している親族、在宅勤務者についての届出である場合には、雇用関係を確認するための書類の提出が必要です。(様式は193~194ページ参照)
 - ※ 社会保険労務士から社会保険労務士法第 17 条に規定する審査事項の付記がな された届出書が提出された場合、労働保険事務組合を通じて提出される場合に は、次のいずれかに該当する場合のみ、添付書類が必要となります。
 - ① 届出期限を著しく(原則として雇入れ日から6か月)徒過した場合
 - ② ハローワークにおいて、届出内容を確認する必要がある場合

1 [個人番号

・被保険者の個人番号(マイナンバー)を記入してくださ

2「被保險者番号」

・雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を 記入してください。(「0」も省略しない。)

模式第2号(第6条関係

- ・昭和 56年7月6日以前に交付されている被保険者証 の場合は下段 10 桁のみ記入してください。
- ・まだ被保険者証の交付を受けていない場合は記入しな いたくだない。

4「被保険者氏名」

- ・被保険者証の交付を受けている場合は被保険者証に記 載されているとおり記入してください。
 - ・カタカナで姓と名の間を1枠空けて記入してください。

5「変更後の氏名」

- ・被保険者証の氏名と現在の氏名とが異なっている場合 に記入してください。
- ・カタカナで姓と名の間を1枠空けて記入してください。
 - この欄に氏名を記入した場合は改めて氏名変更届を提 出する必要はありません。

7「生年月日」

・7つの枠すべて記入してください。(年月日が1桁の場 合はそれぞれ0を付加して2桁で記入してください。)

8「專業所番号」

・「0」も省略せず、11の枠すべて記入してください。

10「賃金」

賃金の月額(支払総額)を千円単位(千円未満四捨五入) ・賃金月額は、賞与その他臨時の賃金を除いた採用時に 毎月きまって支払われるべき 定められた賃金のうち、 で記入してくだない。

13「職種」

189ページを参照のうえ記入してください。

町

壑 人 띪 6 Щ 咖 卧 夲 資 괚 巡 硃 被 巡 账

Щ

被保険者証の交付を受けていない者と被保険者でなくな

3「取得区分」

った最後の日から7年以上経過している者は「新規」。

「再取得」

・被保険者証の交付を受けている者は ##OII23456789 (必ず第2面の注象事項を誘んでから記載してください。) 雇用保険被保険者資格取得届

11「資格取得年月日」

I

1.804#9 1.123456789012

条票簿21 ||9||0||

2.被保險者繼

3,取得区分 2 (2 解取得)

23456-7

名吞屋北男

変更後の氏名

フリガナ (カタカナ) ナコニヤ | キタオ[

- ・原則として雇い入れた日(**雇用関係に入った最初の日)**を 記入してください。
- 試用期間中、研修期間中等の労働者も被保険者となりますので、雇い入れた日(雇用関係に入った最初の日)を 門入してくだない。

12「雇用形態」

5-061001

N

13, MR FM (01~11) MR 2 IM 49 MR

 \exists

16. 契約期間の 定め

12. 雇用形態

16. 調金 (支払の根様ー賃金月報:単位干円)

15.1 過間の平岸労働時間

72302-1123456-

١ ١

I

時間が30時間未満の者)に該当する場合は[3]、有期契 約労働者(登録型派遣及びペートタイムを除く)に該当 登録型派遣の場合は「2」、短時間労働者(週の所定労働 なお、常用型派遣の場合は「7」(その他)と記入してく する場合は「4」、船員は「6」と記入してください。 だない。

15[1週間の所定労働時間]

١ I

74 - MENNING 5-061001 0 5 5-07070730 47

契約運転条項の名類 (1 和)

三の九年級林式会社

神雅宗

・被保険者の種類を問わず記入してください。

I

17.被保険者近名 (ローマ学) (アルファベット大文学で記入してください。)

18. 在個カードの番号

被保険者氏名(続き(ローマ字)

19. 在劉 期間

22. 国籍·地域

I

20. 資格外活動 (1 村 21. 宗猫・醋角 (またして血球を単れて まで の許可の有額 (2 番) 2. 宗猫・醋柳 (またして血球を単形以外 質的区分 (1 に扱いした)を

23. 在留資格

ı

25. 毎島書数内容学エンク不数 26. 四輩・出場コード チェッツストが 13. 世の 13.

■用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

11 飛年齢雑貨除者(65歳以上)

川の大学学林大会社 E 名方原右中又次ユーケー/

大大大学の一人人大大学

052- (972) - 025,

金金田田

E

世際基

社会保護 nathii-santis sactation (6. 分 路 士 記 號 國

B //W0/# 9

무무

公共職業安定所長 殿

名古屋中,

17~23 欄は、被保険者が外国人の場合のみ記載してくだ

- ・外国人(在留資格「外交」・「公用」及び特別永住者を除 外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったことになりま く)を雇用する場合、この欄に記入することによって、
- ・被保険者になるか否かの判断については、30 ページを 参照してください。
 - 在留カードの「在留資格」又は 旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとお の場合は分野を、在留資格が「特定活動」の場合は活動 りの内容を記入してください。在留資格が「特定技能」 [23. 在留質格」欄には、
- ーニング)、「特定活動」の場合:特定活動(EPAに基 (例) 「特定技能」の場合:特定技能第1号 (ビルクリ づく看護師又は介護福祉士 (候補者)) 類型も併せて記入してください。

(1) 2023, 1

E

¥

確認通知 令和

被存物

*

係 成

既卓

次長

密

連記式 Щ 命 資格取 険被保険者 用保 画

原則として雇い入れた日(雇用関係に

3「資格取得年月日」

入った最初の日)を記入してくださ

・試用期間中、研修期間中等の労働者も

被保険者となりますので、雇い入れた 日(雇用関係に入った最初の日)を記

入してください。

記入例 6

・総括票の 2 欄に記載した事業所番

1「事業所番号」

号と同じ事業所番号を記載して

2、19「個人番号」 ださい。 雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別票

##OII23456789 ####% ||5||6|| .

・ 元号の該当するものの番号を記載 ・氏名をカタカナで記載し、姓と名の ・被保険者の個人番号 (マイナンバー) 3、20「被保険者氏名(カタカナ)」 を記載してください。 5、22 「生年月日」 -- x ※ 55. 協議不能表示 16. 衛車機能を指すエック 7. 原籍・地域コード 16. 存配機能コード (本部の他の) (本語の他の) (本語のの) (本語の他の) (本語の他の) (本語の他の) (本語の他の) (本語の他の) (本語の他の) (本語の他の) (本語の他の) (本語のの) (本語のの) (本語のの) (本語の 123456789012 #-112081 Kk 大約 TIZIBHEIGUSGIOTIZ HHUZOGZ 8~14種、25~31種は、被保険者が外国人の場合の参記入してください。 8. 雑保藤県氏名(ローマ学)(アルファベット大文学で記入してくだけい。) 9. DEFE - MATA I I I I 1 1 4相 6 年 4月12日 3. WANDERFINE 5-060401 (4 WA) 1, Ref(BLK 5) 6, MASS (0 m 2 m) 個人別期枚数 三八八建設株式魚社 MASSESSA (14) 2302-1123456-7

4「被保険者となったことの原因」

・該当するものの番号を記載してくだ

→ 9, 1 議職の用売労働時間

→11. 福田被保険者数

10. 華麗斯也

. мышпожь 2

員は「6」と記入してください。 5「雇用形態 なお、

名古屋中 公共職業安定所集 職

1800-(416)

*** * * 三0九年松林大文社 スを安後を三の人大から

ムを除く)に該当する場合は「4」、船 ・登録型派遣の場合は「2」、短時間労働 者 (週の所定労働時間が30時間未満 の者)に該当する場合は「3」、有期契 常用型派遣の場合は「7」(その 約労働者(登録型派遣及びペートタイ 他)と記入してください。

189 ページを参照のうえ記入してくだ 6 「職種」

・被保険者の種類を問わず記入してく 9[1週間の所定労働時間] だない。

「個人別票枚数」 11「届出被保険者数」

* ・届出に係る被保険者数と個人別票の 枚数を記載してください。

6、23「賃金」 だない。 I 1 I 1 31、 別・調・調・調・設・設・設・設・のでは、 1 ので、 1 ので

し、年月日の年、月又は日が1桁の

間は1枠空けてください。

10 の位の部分に

場合はそれぞれ

「0」を付加して2桁で記載してく

・ 総括票の3欄に記載した資格取得 年月日現在における支払の態様及 び賃金月額を記載してください。

8~14、25~31 欄は、被保険者が外国 人の場合のみ記載してください。

10、27 「在留資格」

・在留カードの「在留資格」又は旅券 の場合は分野を、在留資格が「特定 活動」の場合は活動類型も、併せて (パスポート) 上の上陸許可証印に 記載されたとおりの内容を記入し てください。在留資格が「特定技能」 記入してください。

(3) 2023.1

(2) 2023.1

MERCINETAL SPECIAL

重作物

6

E &

数化

ΚŒ

左 卓

(例) 「特定技能」の場合:特定技能 動」の場合:特定活動(EPAに基 づく看護師又は介護福祉士(候補 1号(ビルクリーニング)、「特定活

((水

「雇用保険被保險者資格取得届

総括票」と

(連記式)

「雇用保險被保險者資格取得届

運記式)

個人別票」は合わせてご使用いただくものです。

2 離職等により被保険者でなくなったとき

- (1) 離職者が離職票の交付を希望しないとき
 - · 提出書類·····「雇用保険被保険者資格喪失届」
 - ・ 提出期日・・・・・・被保険者でなくなった日の翌日から起算して 10 日以内
 - ・ 提出先・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
 - ・ 持参するもの・・労働者名簿、賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、雇用契約書 など
 - ※ マイナンバーを記載して提出してください。
- (2) 離職票の交付を希望するとき(※59歳以上の離職者は本人が希望するしないにかかわらず必ず離職票の交付が必要です。)
 - · 提出書類·····「雇用保険被保険者資格喪失届」 「雇用保険被保険者離職証明書」(3枚1組)
 - ・ 提出期日・・・・・・被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内
 - ・ 提出先・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
 - ・ 持参するもの・・労働者名簿、出勤簿 (タイムカード)、賃金台帳、辞令及び他の 社会保険の届出 (控)、離職理由の確認できる書類 (就業規則、 役員会議事録など)。
 - ※ マイナンバーを記載して提出してください。

離職理由によって必要な書類は異なるため詳細は63~65ページをご参照ください。

離職票の交付に係る注意!

マイナンバーを記載する欄のない届出用紙の場合は、<u>個人番号登録届</u>を併せて提出してください。

事業主の皆様からの届出が遅れたり、怠ったりした場合には、そのまま離職された方への離職票の交付が遅れることとなるため、離職者本人が雇用保険を受給するに当たり、極めて不利益な状況が生じることとなります。

必ず期限内での届出をお願いします。

また、離職証明書の提出が不要な場合でも、後日離職者から離職証明書の交付を求められた場合は、これに応じる必要があります。

「資格喪失届」は以下のような場合でも提出してください。

- ① 被保険者資格の要件を満たさなくなったとき。(※25ページ(1)及び(2)参照)
- ② 被保険者が法人の役員に就任したとき。 (ただし、ハローワークにおいて兼務役員として認められた場合を除く。)
- ③ 被保険者として取り扱われた兼務役員が、従業員としての身分を失ったとき。
- ④ 他の事業所へ出向したとき。
- ⑤ 被保険者が死亡したとき。

◎勤務時間短縮措置等適用時の賃金日額算定の特例について

倒産・解雇等の理由等(特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する離職理由)により 離職した被保険者について、以下の①、②のいずれかの適用により算定基礎賃金月に賃金が 喪失・低下した期間の全部又は一部を含む場合には、短縮措置等の適用時における賃金日額 と当該離職時における賃金日額を比較し、高い方の賃金日額により基本手当日額を算定する こととなります。

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族 を介護するための休業
- ② 被保険者が就業しつつ小学校就学の始期に達するまでの子を養育すること若しく は要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間短縮措置

この賃金日額特例措置対象予定者に該当するに至った場合には(注)、離職証明書と一緒に「雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書」を提出いただく必要があります。

なお、育児休業給付又は介護休業給付に係る休業開始時賃金月額証明書が既に事業所の所 在地を管轄するハローワークに提出されている場合であって、一定の要件を満たしている場 合には、「雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書」の提出を省略することが できますので、詳細については事業所の所在地を管轄するハローワークにご確認ください。

- (注)賃金日額特例措置対象予定者に該当する場合とは、以下の(ア)~(オ)のいずれにも該当する場合です。
 - (7) 算定基礎賃金月に、短縮措置等の適用により賃金が喪失・低下した期間の全部又は 一部を含むこと
 - (4) 短縮措置等の開始時点に離職したものとみなした場合に、基本手当に係る受給資格を取得することとなること
 - (ウ) 算定基礎賃金月へ引き続く短縮措置等の開始直前6か月が、離職の日以前4年間(最後に被保険者となった日が離職の日以前4年間内にある場合は、当該被保険者となった日から離職の日までの期間)内にあること
 - (エ) 特定理由離職者又は特定受給資格者となる離職理由により離職したこと
 - (オ) 平成15年5月1日以降に短縮措置等が開始されたこと

届 用 紙 ······ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書、所定労働時間短縮開始 時賃金証明書 ⇒ 記入例(56 ページ参照)

提 出 期 日 …… 被保険者でなくなった日の翌日から 10 日以内

提 出 先 …… 事業所の所在地を管轄するハローワーク

持 参 す る も の …… 賃金台帳、出勤簿 (タイムカード) 等記載内容の確認ができる書類、 育児・介護休業申出書、育児・介護短時間勤務に係る申出書

お渡しするもの …… 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)、雇 用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明票(本人手続用)

雇 用 保 険 被 保 険 者 資 格 喪 失 届 の 記 入 例

8「補充採用予定の有無」 補充採用の予定があるようでしたら、ぜひハローワークをご利用ください。 4「離職等年月日」 事業所に籍があっ 様式第4号(第7条関係)(第1面) ## O I 2 3 4 5 6 7 8 9 雇用保険被保険者資格喪失届 た最後の日を (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。) 「0」も省略せず 帳票種別 6桁で記入して 11511013 4900-999999-9 2302-000001-2 5-060601 の用 ください。 2 (1 新観以外の短短 2 3以外の軽複 3 事業主の場合による整複) | (1 有) 【室白無】 4000 6「離職票交付希望 の有・無」 被保険者でなく なった者が、離職 時において妊娠、 処理 (3 季節) 出産、育児、疾病、 しますので、 被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種類 転勤年月日 負傷等の理由に 管轄安定所番号 雇用彩镀 ナゴヤ タロウ 男 4-121017 - 10 23020 より一定期間職 安定所建設 株式会社 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 4000 事業所名納秣 業に就くことが *****► 被保障者の住所又は馬所 名古屋市中区錦 1-14-25 できず、その後に 報復職者でなくなったことの原因及び報復職 大の転勤に伴い大阪府へ転居のため返職 失業給付を受け ようとする場合 雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。 も「1」を記入し 命和 7 年 / 月 6 日 所 名古屋市中还荣上-3-1 てください。 安定所建設株式会社 代表取締役三0丈太郎 7「1週間の所定労 名古屋中_{公共職業安定所長} 殿 052 - (219)-5506 働時間」 社会保険 ・離職年月日現在の 労務士 記載權 時間を記入して 2021. ください。 5 「喪失原因」は、次の区分に従って該当する番号を記入してください。 10「個人番号」 離職以外の理由…「1」 「3」以外の離職……「2」 事業主の都合による離職…「3」 号(マイナンバー) ○被保険者の死亡 ○任意退職(転職、結婚退職等) ○事業主都合による解雇

被保険者の個人番 を記入してくださ い。

- ○在籍出向(出向先で被保 険者となる場合)
- ○出向元への復帰
- ○重責解雇
- ○契約期間満了
- ○60 歳以上の定年退職 (継続雇用制度あり)
- ○移籍出向
- ○週の所定労働時間が20時間未満
- ○取締役への就任

- ○事業主からの勧奨等による退職
- ○65 歳未満の定年退職 (継続雇用制度なし)

14~19欄は被保険者が外国人の場合のみ記載してください。

・外国人(在留資格「外交」・「公用」及び特別永住者を除く)が離職した場合、この欄に記入することによって、 外国人雇用状況の離職の届出を行ったこととなります。

■ 株式第4号 (第7条関係) (第2面) 雇用保険被保険者資格		/*		
	14欄から19欄 保険者氏名(ローマ字)又は新印 保険者氏名(ローマ字)又は新印			
15. 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12년			.派遣・請負就労区分] —
18. 国籍 - 地域 19. 在	留資格 西糖	# A E	演遣・議負労働者として まとして出議事業所以外で 就労していた場合 2 1に議当しない場合	
注意 1 で表示された枠(以下「足入枠」という。)に足入する)	名 確認適知 仓和 年 月	8
2 記載すべき事項のない機又は込みは空間のままとし、事項を製皮する 記入枠の部分は、かからはあださないようにようかのカウナカビア この場合、カウナケの場点及び平場点は、1次字として取り扱い(例 事業主の任所及び伝表では、事業とが長人の場合は、またる専員所 5 機能は、被保険者でなくなったことの問題となる事実のあった年月日 (例:甲段19年3月1日・1日1日1日日) 2013日1日)	る場合には該当書号を記入し、※印のつい ラビア数字の標準字体により明確に記載す :ガ→「力!」、バ→「ハ!」)、また。 の所在総及び法人の名称を記載するととも	た機又は記入枠には記載しないこと。 ること。 「牛」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「・ に、代表者の氏名を付記すること。	「」及び「エ」を使用すること。	
6 5職には、次の仮分に受い、該計するものの番号を犯職すること。 (1) 死亡、在報出院、地向元への管構、今心地職鬼以外の理由・・・・・ (2) 天災その命やむを得ない理由によって事業の総裁が不可能になった。 (4) 契約制限の湯了、(5) 任意恐惧、年度立の起発等によるものを除 (7) 移籍出向しただし、退職会公はこれに準じた一労命の支給が行られ (8) 事業主の部分による特職、事業主の歴史等でよる任意理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ことによる解理。(3)被保険者の費めに! く。)、(6)(2)から(5)まで以外:	導すべき重大な理由による解雇	}	123
7 6種には、被保険者でなくなった者が離職層の交付を希望するときはなお、被保険者でなくなった者が離職時においては妊娠、出産、育りみをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けままた。船員として高年齢水業者給付金を受給した者が55歳以降に離職。	うとするときは、「1」を記載すること。	リー定期間職業に繋くことができない場合		定の期間求職の申込





面

雇用保険被保険者離職証明書の様式例

離職証明書は、受給資格、給付金額、給付日数の決定の基礎となる重要なものですので、誤った届出がされることのないよう記入していただき、**内容については必ず離職者の確認をとってください。**

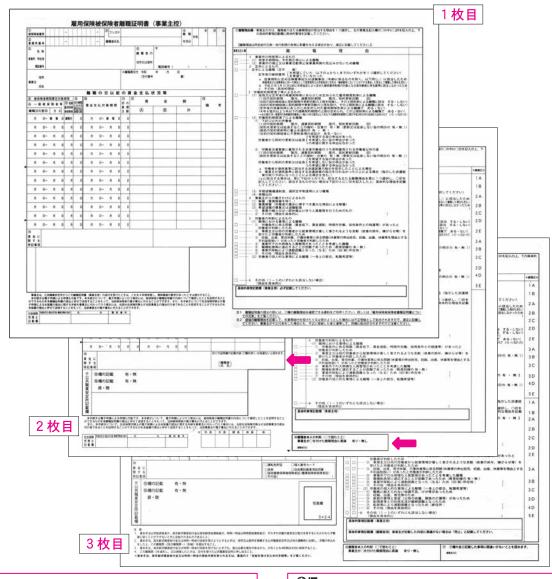
特に、⑦欄に記入した離職の理由は、退職する日までに、離職者本人に見せ、⑩欄(離職者の判断)の該当する事項に〇を記入の上、離職者の氏名の記載をしていただくようにしてください。

なお、記入の方法については離職証明書の用紙とともにハローワークで資料を配布していま すのでご確認ください。

[注意事項]

2枚目(安定所提出用)には離職者の確認等が必要な箇所が 2箇所ありますので、注意してください(← 印)。これ以外の記載項目は通常 3 枚複写中 1 枚目の事業主控を記載することで複写されます。また、事業主の方は 3 枚目(雇用保険被保険者離職票-2)の複写の部分以外は記載不要です。

なお、電子申請の場合は、離職者の電子署名を付与するか離職証明書の記載内容を確認した ことを証明する書類(確認書)を添付してください。



15)輝

離職者に⑦欄以外の証明書の記載内容を確認してもらい、離職者の氏名を記載せてください。

なお、本人の氏名の記載がとれないときは、その理由を記載し 事業主氏名を記載してください(電子申請の場合は疎明書を添 付してください)。

16欄

⑦欄に記載した離職理由について、離職者に確認させた上で該当する事項を○で囲ませ、離職者の氏名を記載させてください。 なお、本人の氏名の記載がとれないときは、その理由を記載し 事業主氏名を記載してください(電子申請の場合は疎明書を添 付してください)。

の記入例 (用紙左側部分) 職証明書 用保険被保険者離]

[お願い事項]

等をしていただく出勤簿(タイムカード)、賃金台帳等は記入していただいた期間以前の期間分が必要な

①「被保險者番号」、②「專業所番号」

場合もありますので、ご丁承ください。

・資格取得等確認通知書から正確に転記してください。

令和5年10月10日

※資格取得年月日

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してくだ さい。(有給休暇も算入し、半日でも1月として計上し (。 かま 月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制で 1か月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であれ あれば30日(28日、29日、31日)の暦日数となり、 ばその期間の日数となります。

⑧「被保険者期間算定対象期間」⑥一般被保険者等・・一般被保険者又は高年齢被保険者

- 「離職日の翌日」欄には、④欄の翌日を記入して くだない。
- 左側の月日欄には、離職日の属する月から遡った各 ください。もし、応当日がない場合は、その月の末日 月における「離職日の翌日」に応当する日を記入して を記入してください。
- 右側の月日欄には、離職日に応当する日を記入して ください。もし応当する日がない場合は、その月の末 日又は末日の前日を記入してください。
 - 離職日以前2年間 (高年齢被保険者の場合は1年 間) について (24 か月まで) 記入しますが、 ③欄の 日数が 11 日以上の完全月が 12 か月以上(**高年齢被保 険者の場合は6か月以上**)になるまで記載してくだ

10 日以下の期間について、当該期間における賃金支 とができなかった場合は、離職日以前、最大で4 離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日 数が11日以上の完全月が12か月以上(高年齢被保険 者の場合は6か月以上)ない場合は、③欄の日数が 年の期間を記入できる場合があります。(当該事実を 確認できる書類が必要です。事前にハローワークにお また、疾病、傷病等で 30 日以上賃金の支払を受け 払の基礎となった時間数を⑬欄に記入してください。 問い合わせください。)

「統紙」 なお、一葉に書ききれない場合は、 別葉に記入してください。

短期雇用特例被保険者 0

した月から順次さかのぼって暦月を記入して **くだない。・・・53 ペーツ参照** 離職

⑩「賃金支払対象期間」

- ・賃金締切日の翌日から賃金締切日まで記入してください。
- 6か月以上あればそ 離職日以前2年間を記入します。ただし、完全月で⑪欄の基礎日数 11 日以上が、 れ以前は省略できます

なお、各期間において休業手当が支払われたことがある場合には、⑬禰に休業と表示の上休業日数及び 支払った休業手当の額を記載してください。(48ページ参照)

①欄の日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑬欄に記 離職日が令和2年8月1日以降であって、⑪禰の日数が 11 日以上の完全月が6か月以上ない場合は、 入してくだない。

なお、労働者が船員の場合で、乗船・下船時等で大きく変動する賃金が定められている場合は、完全月 で⑩欄の基礎日数 11 日以上の月が 12 か月必要な場合があります。

(個の基礎目数)(個の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。(有給休暇も算入し、半日でも1日として計算します。)

(2)[賃金額]

7]谷有花松町1-46-3

職職務の

49WXH4RP

7-75-7

** 秋式春花 竹山組 BERN HER 名子歷布數田已旗歷 ##### 2303-6712349.6

CORNEODERIA BAICHBECCE PROPERTY.

12.1

1184 (052) 681-121

01 9 HH B HH

XX X \$13 "

藝

20,819 **湖南町町15-8**

MANNERS 5921-954321-

銀代報 5 号(据7 集開発)

雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)

1005 - 1- 500/

⑤欄…賃金が月または週等により定められている場合。月 給者で変動手当(超過勤務手当等)のみが翌月払い

また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、 該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。 である場合は、その額を当月に算入してください。

…賃金が日、時間、出来高による場合にそれぞれ記入

トヘだ かい。

日初計算

911 18- 911308 308 250,000 00005C 81818-8-118 81818

1 3/B

9 NY 88- W W W MWN 300 / ON 18- W W B170 157000

(1) 美国 50年期 (1) 10 (1) 10 (1) 11 (1) 10 (1)

B 被公司者即四期买到条则则

一角被保险者等 **開催日の翌日 /0月8日** 81/88- 91/78 61 / B- 61308 308 250,000

30₽

41/88-5 A1/78

31188-4A1178

511/80-61/78

711 18-718/18/18 250,000

30 €

B1181-71178

711/81-81/7

98

難職の日以前の賃金支払状況

Ħ

8

#

なお、主たる賃金とその他の諸手当の賃金締切日が異なる場合は、主たる賃金の締切日により記載し、その他の諸手当は主たる賃金の締切日に合わせて再計算した額を記入して また、月決め手当と日給と両方ある場合は、⑤⑥欄に区別して記入し、⑥⑥欄の合計額を計欄に記入してください。 くがない。

80 FM

A 6- A 0

1711/80-11/70

N 8~ N

308

1/11/88-1211/7

-N B

101/08-101/7E

101/88-1/1/7

H 11- H

8 -8 8

100

21/84-31/74

11/80-28/71

- ・参考事項を記入してください
- 例えば、賃金未払、休業、賃金締切日変更等。

離職日が合和2年8月1日以降であって、⑪欄の日数が11日以上の完全月(例:8月18日~9月17日)が12か月以上(高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者の場合は6か月以上)ない場合、または、⑪欄の日数が11日以上の完全月が6か月以上ない場合は、⑪欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金 支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑤「離職者の氏名の記載、

この延縮機の記載内容(ご職を限く)は相談ないと認めます

然太郎

察

有・質

色種の記載 の構める記載

M - 18

※公共職所改定所印載權

・離職者に記載内容を確認させたうえ、離職者の氏名を記載 なせてくだない。

なお、本人の氏名の記載がとれないときは、その理由を記載 し事業主氏名を記載してください(電子申請の場合は疎明書 を添付したくだおい)

⑭「賃金に関する特記事項」

.

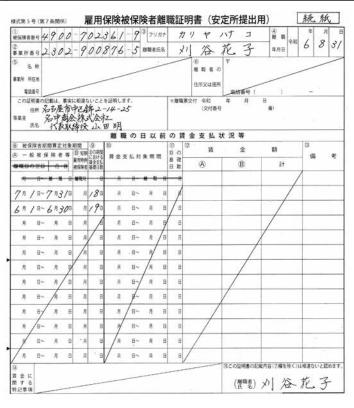
社会保险 54年50年至845年545分 列 英士 記 数 編

別の賃金の支給日、名称および支給額を記入してください。 内の期間ごとに支払われるもの(以下「特別の賃金」とい う。)がある場合に、⑧欄に記載した期間内に支払われた特 毎月決まって支払われる賃金以外の賃金のうち、3か月以 なお、記入しない場合には斜線を引いてください。

※賃金の解釈については、80~82ページ参照

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(1) 1枚の離職証明書に記載できない場合

① 被保持	4900	-702	361-	93 7115	t .	リャ	ハナコ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1871 62	9
2) 事業	mma 2302	-900	876-	5 相關者氏名	1	门谷	花子	年月日	00	
(5)		商会株			-	(E)	7 450-000		4 av ±	-
事業所		至市中区				24640217770	VOD/ZI	中村色	为 例例/	-
	電話番号 (052	-) - 85	5-374	40	0	住所又は関係	電話番号(ク	5212	19-55	00
事業金	が証明書の記載は、事実 住所 名古屋7 日名 子中病 日名 代表月	に相違ないこと で中村区名 会株式会 又締役し	阳明	-14-25		原交付 会和 (交付番)		番)		
/9) 5	e 保険者期間算定対象	期間 (9)	離職の	の日以前	0 1	金支払	状況等	-	103	_
Ø -	一般被保険者等	日 短期 8の期間 延用時间 ほどける	Es 2	5.对象期間	8 0	* A	金	额	備	4
	日の翌日 夕月/日		2000		8 10	Ø	B	8±		_
8	1 / B~ # H B	種類月 20日	81/	B~ N N	208	1	168,000		Д	
7	1 / 8~ 743/8	月20日	71/	B-7931	208	/	168,000	/		
6	18-69308	₽ 20B	61/	B~ 6 A30	208	/	168,000			
5	1 / 8~ 5 93/8	月22日	511	B- 5 13/	الرا		184.800		X .	1
4	1 / 8~ 47309	月2/8	49/	B~ 4930	1/5	1	176.400	1		1
31	1 / 8~ 3 13/8	月22日	31/	B~ 3A3/	123	/	184,800			Γ
2	1 / B- 2A29B	A/08	Я	В~ Я	1			/		
1	1 /8~ /83/8	F /83	Я	B~ A	8	-	191	/		
121	1 / 8-/283/8	A 208	Я	B~ A	8 8					
11	1 / B~//A30B	л 9в	Я	B~/A	8 8					
10	1 / B~/0A3/B	я 8в	A	б~ я .	8 8					
91	18-94308	11 208	14	B~ A	8 8				1/	
81	/B~ 8A3/B	11/68	/ n	B~ A	8				/	
日 資金 類 特記 数	\$.		11/1	_	-		多この証明書の記載 (職職者) (既 名)	州谷		
※公公	修構の記載	有・無								
公共職	修構の記載	有・無								
業安	資・聴									
業安定所記載										



[例示説明]

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数(⑨欄)11日以上の完全月が12か月(⑧(А)欄)以上必要です。

1 枚の離職証明書で®⑨欄、基礎日数 11 日以上の完全月が 12 か月とれれば 1 枚だけで足りますが、とれない場合は 2 枚の離職証明書になります。

2 枚の離職証明書となる場合は、1 枚目の離職証明書右上に「続紙あり」、2 枚目の離職証明書右上に「続紙」と記入してください。

また、「続紙」として使用する離職証明書の記入は、①~④欄、事業主証明欄、⑧~⑭欄について記入してください。

※離職日が令和2年8月1日以降であって、離職日以前2年間のうちに⑨欄の基礎日数が11日以上の完全月が12か月とれない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の完全月を含めて12か月以上必要です。

[記入留意事項]

週5日 1日7時間勤務 時間給1,200円

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(2) 賃金締切日に変更があった場合

① 被保険者番号 5 9 0 0 - 9 8 7 5 4 3 - 2 3 フリガナ	トヨハシタロウ	難職	年	月	日
②事業所番号 2302-100293-3離職者氏名	豊橋太郎	年月日	6	10	5

			離職の日以	人前	の資	章 金 支 払 4	大 况 等		
8 被保険者期間算定対象A 一般被保険者等	® 短期	⑨⑧の期間における	10 賃金支払対象期	100	① ① の	① 賃	金	額	13 備 考
離職日の翌日 10月6日	雇用特例 被保険者	賃金支払	R II Z II Z II Z II Z II	11.0	基礎日数	A	B	計	ин
9月6日~ 難 職 日	離職月	2/8	/0月 /日~離 1	職日	48	/	37,000	/	
8月6日~9月5日	月	17	9月 1日~ 9月	308	208		185,000		
7月6日~8月5日	月	17	8月 1日~ 8月	3/ ¹	/8⊟		166,500		
6 1 6 B~ 7 1 5 B	月	2/8	7月 /日~ 7月	3/1	151		138,750		
5月6日~6月5日	月	2/8	6月2/日~6月	300	8⋴		74.000		賃金締切日
4月6日~5月5日	月	178	5月2/日~6月。	201	228		203,500		
3月6日~4月5日	月	2/8	4月2/1~5月	20 ^日	168		148,000		
2月6日~3月5日	月	16	3月2/11~4月	208	اد د	/ 1 10.	203,500		
/月6日~2月5日	月	178	月 日~ 月	B	В				WY IT
12月6日~ /月5日	月	17	月 日~ 月	В	B			77012	
1/月6日~/2月5日	月	2/8	月 日~ 月	B	В				
10月6日~11月5日	月	2/8	月 日~ 月	-	B				
月 日~ 月 日	月	B	■ 日~ 月	B	В				
倒 賃金に 関する 特記事項			V = 156 A.				⑮この証明書の記載 (離職者) 氏 名)	内容(⑦欄を除く)は 豊橋	

[例示説明]

6月20日に賃金の締切を行った後、翌月の20日に行われるべき次回の締切日が繰り上げられて、当月以降末日となった場合。

[記入留意事項]

⑬欄の表示、⑩⑪⑫の各欄

[参考]

日給者 日額 8,000 円、残業手当有

@欄 主たる賃金が日を単位として算定されているため、賃金の総額をB欄に記入してください。

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(3) 賃金形態に変更があった場合

① 被保険者番号	5812-303030-3	3 フリガナ	オカ	サ"キ	7	ロウ	4 離 職	Ain	年/	. 月	日
② 事業所番号	2306-173451-9	2 離職者氏名	岡	崎	太	郎	年月日	市和	6	10	25

			離職	0)	日以	月	0)]	賃金支払	大 况 等		
⑧ 被保険者期間算定対象④ 一般被保険者等	期間 短期	9 8の期間	① 賃金支	±/. 5:1	会期	89	① ① の	① 賃	金	額	(3) 備 考
離職日の翌日 /0月26日	雇用特例 被保険者	における 賃金支払 基礎日数	員 並 又	14 79	38(14)	IEJ	基礎日数	(A)	B	計	Viet '5
9月26日~離職日	離職月	1/۵	9月2	6=~	離	競 日	2/8	18,000	197,000	215,000	
8月26日~ 9月25日	月	2/8	8月2	6 ∃~	9月。	254	2/8	18,000	197,000	215,000	
7月26日~ 8月25日									207,000		日給制に切替
6月26日~7月25日	月	308	6月2	6 ∃~	7月。	25	308	228,000	/	228,000	
5月26日~6月25日	月	ঔ/∃	5月2	6 ∃~	6月	254	3/8	228,000		228,000	
4月26日~ 5月25日	月	300	4月2	८ ⊟~,	5月	251	300	228,000		228,000	
3 1261~ 41251	月	3/∄	月	日~	月	В	8		. Fred W		
2月26日~ 3月25日	月	298	月	8∼	月	В	В				Tyrica is
/月26日~ 2月25日	月	3/8	月	8∼	月	B	B				
12月26日~ /月25日	月	3/8	月	8∼	月	B	B				
1/月26日~/2月25日	月	30 8	月	日~	月	B	1				
10月26日~11月25日	月	3/8	月	8~	A	B	B				
月 日~ 月 日	月	B	A	日~	月	B	В				
④ 賃金に 関する 特記事項				_	- //					財容(⑦欄を除く)は	

[例示説明]

8月分より月給制から日給制に切り替えた場合。

[記入留意事項]

⑨⑪欄および⑫のA、B計欄

⑬欄の変更月に変更後の賃金形態を記入してください。

[参考]

7月26日より賃金形態を、月給から日給に変更

(変更前) 月給者 月額 210,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円 (7月25 日まで)

(変更後) 日給者 日額 9,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円、残業手当有(7月 26日から)

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(4) 離職日の翌日に応当する日が各月にない場合

① 被保険者番号 5 9 2 0 - 8 0 0 8 0 0 - 4 3 フリガナ	14)	ミヤハナ	ם ב	離職	年	月	B
② 事業所番号 2307-165484-7 離職者氏名	一草	至花	子	年月日 予和	6	10	30

			離職の	日以前	0) 1	意金支払 >	伏 況 等		
8 被保険者期間算定対象A 一般被保険者等	® 短期	⑨ ⑧の期間 における	① 賃金支払文	1 象 期 間	① ① の	① 賃	金	額	③ 備 考
離職日の翌日 /0月3/日	雇用特例 被保険者	賃金支払 基礎日数	X 11 X 11 X	7 35. 707 114	基礎日数	A	B	計	,,,,
9月30日~ 離 職 日	離職月	201	10月21日~	離職日	68		47,850	/	
8月3/日~ 9月29日	月	الدي	9月2/日~	/0月20日	2/8		167,475		
7月31日~ 8月30日	月	2/8	8月2/日~	9月20日	248		191,400		
6月30日~ 7月30日	月	251	7月2/日~	8月20日	/8□		143,550	/	
5月3/日~6月29日	月	2/8	6月21日~	7月20日	24		191.400		
4月30日~ 5月30日	月	//=	5月2/日 ~	6月20日	2/8		167.475		19.3
3月3/日~4月29日	月	188	4月2/日~	5月20日	108		79,750		
2月29日~ 3月30日	月	201	3月2/日~	4月20日	ادر		175,450		1
/月3/日~2月27日	月	108	月 日~	月日	B				80時間
/2月3/日~/月30日	月	17	月 日~	月日	B			544	
1/月30日~12月30日	月	ادر	月 日~	月日	В		WATER TO SERVICE		
10月3/日~1/月29日	月	24	月 日~	月日	B			Gx Tiv	
10月20日~10月30日	月	3 ॿ	■ 6~	月日	B				, x -1
頂金に関する 特記事項					A STATE			in容(⑦欄を除く)は 一 宮 オ	

[例示説明]

離職日の翌日に応当する日が各月にない場合。

[記入留意事項]

⑧欄のAおよび⑨欄

 $& \mbox{ } \mbox{$

したがって、暦の大の月の30日に離職した場合はすべてこの取扱いになります。

- ⑧⑨欄は原則、⑨欄の日数が11日以上ある月を12か月記入してください。
- ⑩~⑫欄は原則、完全月で⑪欄の日数が11日以上ある月を6か月記入してください。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上の完全月が12か月以上ない場合、または、⑪欄の日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、該当期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑬欄に記入してください。

[参考]

資格取得年月日 令和5年10月20日

日給者 日額 6,000 円、特殊作業手当日額 100 円、残業手当有

⑨、⑪欄 賃金支払基礎日数には有給休暇の日数も算入されます。

(例示:6月21日~7月20日 基礎日数24日=働いた日23日+有給1日)

2 欄 月を単位として支払われるものがないため、賃金の総額を(B) 欄に記入してください。

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(5) 日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合

(一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制の場合)

① 彼保険者番号 2320-//2233-43 フリガナ	ノヘン	7"	7	ロウ	離 職	ΔĬΠ	年	月	日
② 事業所番号 2 3 0 9 - 1 0 4 0 4 8 - 4 離職者氏名	半	田	太	郎	年月日	宣和	6	9	30

			離耳	戦 の E	」 以	前 0)]	意金支払 物	大况等	7	
8 被保険者期間算定対象 A 一般被保険者等	B 特朗	9 8の期間	10	支払対	A 40 B	00	D D の	① 賃	金	額	13 備 考
離職日の翌日 /0月/日	雇用特例被保険者	における 賃金支払 基礎日数	奥 並 .	又拉对	家 刑 间	基日	礎数	. A	B	計	- 1/H - 15
		Βدر	9月	/ 8~	離職	8	1	250,000			M
8A / B~ 8A3/B	月	٤٤٤	8月	/ E~ d	8月3	/B.	28	250,000			
7月 / 日~ 7月3/日	月	17	7月	/ B~ /	7月3,	/B/	7 ^B	193,182			5日間欠勤
6月 / 日~ 6月30日	月	۵۷.	6月	/ B~ Z	5 A30	2=2	ار	250,000			
5月 / 日~ 5月3/日	月	الرر	5月	/ B~ 3	5月3	/82	الد	250,000			
4月 / 日~4月30日	月	عدر	4月	/ B~ 4	4月30	0=2	28	250,000			
3月 / 日~ 3月3/日	月	ادر	月	日~	月	B	В				
2月 / 日~2月29日	月	الدر	月	8∼	月	В	В				
/月/日~/月3/日	月	الدر	月	∃~	月	В	B				
/2月 / 日~/2月3/日	月	Βدر	月	8~	月	B	В				
//月 / 日~//月30日	月	۵۷٫۱	月	日~	月	B	П				
10月 1日~10月31日	月	ادر	月	8~	1	B	В				
月 日~ 月 日	月	В		₽ ~	月	В	В			1405	•
(4) 賃 金 に 関 す る 特記事項										 半日 	

[例示説明]

一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制で、欠勤するとその日の分の基本給が減額される場合。

7月20日~7月24日の5日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則に基づき、その日数分の賃金が減額された場合、基礎日数も5日減ぜられる。

[記入留意事項]

7月に5日間欠勤があるので、ひと月あたりの賃金支払基礎日数 22 日から5日を除いた日数を、7月の⑨⑪欄に記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

「参考]

日給月給者 月額 250,000 円

ひと月あたりの賃金支払基礎日数 22日

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(6) 日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合

(勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制の場合)

Degrey 875-/23456-7 ³ フリガナ	ハン	7"	²/"	ロウ	離職	Ain	年	月	E
2 事業所番号 2307-987654-3 離職者氏名	半	田	次	郎	年月日	令和	6	10	3/

		離職の日	日 以 前	の j	意金支払	犬 況 等		
⑧ 被保険者期間算定対象④ 一般被保険者等	(B) 短期 8の期間	0	A. +0 88	① ① の	① 賃	金	額	13
離職日の翌日 //月/日	雇用特例 賃金支払 被保険者 基礎日数	賃金支払対	家期间	基礎 日数	. (A)	B -	ā+	- 備 考
/0月 / 日~ 離 職 日			離職日	48	31,250)		
9 Я / В~ 9 Я УОВ	月20日	9月26日~/	0月25日	3/8	160,000			
8A /B~8A3/B	Я 18	8月26日~	9月25日	191	143,750			8/26 欠勤
7月 / 日~ 7月3/日	Я 20 В	7月26日~	8月25日	208	137,500			8/24 8/25 次载
6月 / 日~ 6月30日	月上日	6月26日~	7月25日	/8⊟	160,000			
5月 / 日~ 5月3/日	月 / 8日	5月26日~	6月25日	238	160,000			
4月 / 日~ 4月30日	月2/日	4月26日~、	5月25日	18⊟	160,000	33-3		
3月 / 日~ 3 月3 /日	月23日	月 日~	月 日	B				
2月/日~2月29日	月/8日	月 日~	月 日	B				
/月 / 日~ / 月3/日	月19日	月 日~	月日	В	Tr in			
/2月 / 日~/2月3/日	月20日	月 日~	月 日	В			91	
//月 / 日~//月30日	月/9日	月 日~	月日			V		P. P.
月 日~ 月 日	月日	11日~	月日	В				
⑭ 賃金に 関する 特記事項						⑤この証明書の記載 (離職者)	的容(⑦欄を除く)は 半田/	相違ないと認めます

[例示説明]

土曜日、日曜日及び祝日の勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制。

8月24日~8月26日の3日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則等に基づき減額された場合、基礎日数も3日減ぜられる。

[記入留意事項]

⑨⑪欄には、土日祝日及び欠勤日を除いた日数を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

[参考]

日給月給者 月額 150,000円、皆勤手当 10,000円 欠勤1日につき、6,250円控除

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(7) 疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合

① 被保険者番号 ン 3 / / - / 0 6 5 4 3 - / ③ フリガナ	Z	7	ハナ	コ	④ 離 職	年	月	日
② 事業所番号 2 3 1 0 - 1 3 5 7 9 0 - 2 離職者氏名	瀬	P	花	子	年月日	6	10.	20

			離職	の E	3 以前	のり	重金支払	犬 況 等		
⑧ 被保険者期間算定対象⑥ 一般被保険者等	® 短期	にかげる	10 賃金支	払対	象期間	(I) (I) O	② 賃	金	額	③ 備 考
離職日の翌日 /0月4日	雇用特例 被保険者	賃金支払 基礎日数		120000000000000000000000000000000000000		基礎日数	(A)	B	計	
9月2/日~離職日	離職月	7 [□]	9月2	- /∃~	離職E	7	/	39,200	/	自R6.1.18 至R6.9.22
R5 /2月2/日~ R6 /月20日	月	/8⊟	R5 /ユ ^月 2	/B~ R	月20日	18		100,800		249日間 交通事故によ
//月2/日~/2月20日	月	208	//月2	/ ^{B~} /.	2月20日	208		112,000		ケカットの欠動
/0月2/日~//月20日	月	17	10月2	/B~/	/月20 ^日	17		95,200		
9月21日~/0月20日	月	2/8	9月2	/B~/	0月20日	2/8		117,600		71
8月21日~ 9月20日	月	18□	8月2	/B~	9月20日	181		100,800		
7月21日~ 8月20日	月	ادر	7月2	/ ^{B~} (8月20日	ادرا		123,200		
6月21日~ 7月20日	月	2/1	月	8∼	月 E	8				5)
5月2/日~ 6月20日	月	ادر	月	8∼	月 E	В				
4月21日~ 5月20日	月	201	月	8∼	月 E	8				
3月2/日~ 4月20日	月	ادد	月	∃~	月 E	B				
2月2/日~ 3月20日	月	181	月	日~	JE E	B	30 V			
/月2/日~ 2月20日	月	201	-	B~	月 E	8				
倒 賃金に 関する 特記事項		//		_					i内容(⑦欄を除く)は 沙類 戸	

[例示説明]

疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合。

[記入留意事項]

⑧~⑫欄は、全く賃金支払のなかった期間分の記入は必要ありません。

③欄には、疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合、賃金支払がなかった期間およびその日数並びに原因となった疾病名等を記入してください。

※その事実を証明する医師の診断書(写しで可)等を添付してください。

[参考]

日給者

離職の日以前 2 年間又は 1 年間に①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由で引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかった場合(※注)は、賃金の支払を受けることができなかった日数を加算した期間(最大で 4 年の期間)について上記の例のように8~⑫欄に記入する。

※注 同一の理由により賃金の支払を受けることができなかった期間が途中で中断し、その期間が 30 日未満である場合は、期間の日数を加算することができる場合がありますので、ハローワークに確認してください。

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(8) 休業手当の支払があった場合

D	J- 3	9	9	ロウ	離職	ATO	年	月	日
② 2 2 3 1 8 - 2 3 5 0 1 0 - 1 離職者氏名	豊	田	太	郎	年月日	令和	6	10	3/

		離職	の日	以前	0) 1	意金支払 *	犬 況 等		
⑧ 被保険者期間算定対象④ 一般被保険者等	(B) 短期 8の期	10		#n ee	① ① の	② 賃	金	額	(3)
離職日の翌日 //月/日	雇用特例 賃金支 被保険者 基礎日	貝並又	払 対 家	期间	基礎日数	A	B	計	備考
/0月 /日~離職日	離職月 20	10月 /	′日~ 離	職日	208	/	120,000	/	
9月 1日~ 9月30日	月/7	9月 /	18~ 9	月30日	178		102,000		
8月 /日~ 8月3/日	月19	8月/	18~ 8	月3/日	19 ^B		102,000		休業 5日 18,000月
7月 /日~ 7月3/日	月22	7月 /	^{18~} 7	月3/日	الدر		132,000	1 /.	No.
6A / B~ 6A30B	月2/1	6月 /	′B~ 6	月30日	2/8		118,800	1	休業 3日 10.800 p
5月 / 日~ 5月3/日	月201	5月/	′ =~ 5	月3/日	200		120,000		
4月 / 日~ 4月30日	月201	月	∃~	月 日	B				
3月 / 日~ 3月3/日	月22	月	8~	月日	В				1 N
2月/18~2月29日	月/7	月	8~	月日	8			40.40	
/月 /日~ /月3/日	月/8	. 月	8~ □	月 日	B				
/2月/1-/2月3/日	月2/1	月	8∼	月日	1	N. P.			
//月 / 日~/ /月30日	月20	月	B~	月日	В				
月 日~ 月 日	月日	7	8~	月 日	B				
例 賃金に 関する 特記事項							V 1	助容(⑦欄を除く)は 豊田)	

[例示説明]

事業主の都合により休業が実施され、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。

[記入留意事項]

- ⑬欄に「休業」の表示、休業日数、休業手当を記入してください。
- ⑨欄及び⑪欄の基礎日数には休業手当の支払われた日数を含めて記入してください。
- ⑫欄の賃金額には賃金+休業手当額を記入してください。

また、一日のうちの一部が休業した場合であって、休業した部分について休業手当が支給された場合は、休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%以上の場合には休業日数については記載の必要はありません(賃金+休業手当額がその日の賃金となります。)。休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満の場合には、休業日数は1日とし、その日に支払われた休業手当+賃金の額を13欄に記載してください。(153 ページ参照)

月給者(①月間全部を拘束する意味の月給者及び、②①以外の月給者を指す。)の方であって、休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合には、その休日については休業期間中の所定休日として記入してください。(50ページ参照)

なお、離職日前完全月6か月の全期間にわたって休業手当が支払われている場合は、 $<math>\overline{m}$ ~ \overline{m} 欄について休業開始前直前6か月が確認できるまで記入してください。

[参考]

日給者 日額 6,000 円

休業手当(労働基準法第26条)

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(9) 所定労働時間の一部のみ休業が行われ、休業手当の支払いがあった場合

① 被保険者番号 4900-654321-03フリガナ	トョ	7	2,"	ロウ	④ 離 職	Afa	年	月	日
② 事業所番号 2 3 / 8 - 2 3 5 0 / 0 - / 離職者氏名	豊	田	次	郎	年月日	令和	6	10	31

	HO 88		NOWNE_N				意金支払:	N 70 G		T _Q
⑧ 被保険者期間算定対象④ 一般被保険者等	® 短期		10	古おか	象 期 間	(II) (I) O	① 賃	金	額	③ 備 考
	雇用特例 被保険者	賃金支払基礎日数	貝並	X 14 X	多种间	基礎日数	A ·	(B)	計	VIII - 15
/0月 /日~離職日	離職月	200	/0月	/ 日~	離職。	1208	- /	160,000	/	
9月 1日~ 9月30日	月	178	9月	/ 8~	9月30日	178		134,800		3
8月 1日~ 8月31日	月	19⊟	8月	/ ⊟~	8月3/	198		147,200		休業3日
7月 1日~ 7月31日	月	ادر	7月	/ ⊟~	7月3/1	الدوا	- /	176,000	1/1	
6月 1日~ 6月30日	月	8/ع	6月	/ ⊟~	6月30日	2/8		168,000	1	
5月 1日~ 5月31日	月	200	5月	/ ⊟~	5月3/1	200		160,000		, a 14
4月 1日~ 4月30日	月	20日	月	日~	月日	3 8	1 [4-2]			
3月 / 日~ 3月3/日	月	۵۷.	月	日~	月日	8				
2月 1日~ 2月29日	月	17 ^B	月	日~	月 日	8 8				
/月 /日~ /月3/日	月	/8□	月	日~	月日	8			V-1- '-'	
/日~/2月3/日	月	2/ا	月	日~	月 / 日	8				
//月 /日~//月30日	月	201	月	日~		8				- 111
月 日~ 月 日	月	B		B ~	月日	8 8	1		A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
倒 責金に 関する 寺記事項		,		1	<u> </u>			(静職者) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	密(⑦欄を除く)は	

[例示説明]

事業主の都合により1日の所定労働時間の一部のみ休業が実施され、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。 [記入留意事項]

1日のうちの一部が休業した場合であって、休業した部分について休業手当が支給された場合は、休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%以上の場合には休業日数については記載の必要はありません。(賃金+休業手当額がその日の賃金となります。)休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満の場合には、休業日数は1日とし、その日に対して支払われた賃金+休業手当額を⑥欄に記載してください。

[参考]

日給者 日額 8,000 円

休業手当(労働基準法第26条)

8月1日~3日の各日において、所定労働時間のうち4時間の短時間休業を実施 実労働時間に対応する<u>賃金4,000円</u> 休業手当2,400円 4,000円×3日+2,400円×3日=19,200円 ↑平均賃金の60%未満

9月3日~5日の各日において、所定労働時間のうち1時間の短時間休業を実施 実労働時間に対応する<u>賃金7.000円</u> 休業手当600円 7,000円×3日+600円×3日=22,800円 ↑平均賃金の60%以上

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(10) 休業と休業の間に所定休日のみあり、休業手当の支払いがあった場合

D 財保険者番号 4 9 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 7 ③ フリガナ	F 3	7	サブ	`ロウ	離職	Δín	年	月	日
② 事業所番号 2 3 0 3 - 6 5 4 3 2 / - 0 離職者氏名	豊	田	11	郎	年月日	令和	6	10	3/

		離職の日以前	のり	重金 支 払 ង	伏 況 等		
⑧ 被保険者期間算定対象⑥ 一般被保険者等	■ 短期 ⑧の期間 における	⑩ 賃金支払対象期間	(II) (II) O)	⑫ 賃	金	額	③ 備 考
離職日の翌日 //月/日	雇用特例 賃金支払 被保険者 基礎日数	東亚文山 外	基礎日数	(A)	B	計	HI 5
/0月 /日~離職日	離職月ンン日	/0月 /日~ 離 職 日	228	220,000		/	
9A /B~ 9A30B	月上上日	9月 1日~ 9月30日	ادر	220,000			, y 50 S
8月 /日~ 8月3/日	月上日	8A / B~ 8A3/B	الدر	204,000			休業4824000 休業期間中の 所定体821
7月 /日~ 7月3/日	月之五日	7月 /日~7月3/日	ادد	208,000			休業3日18,0007
6月 /日~ 6月30日	月22日	6 A / B~ 6 A 3 O B	۵دد	220,000		· y	
5月 / 日~ 5月3/日	月之之日	5月 / E~ 5月3/日	ادر	220,000		= 1	in Air
4月 / B~ 4月30日	月22日	月 日~ 月 日	В				
3月 / 日~ 3月3/日	月22日	月 日~ 月 日	В		(i		
2月 / 日~2 月29日	月22日	月 日~ 月 日	В				
/月 /日~ /月子/日	月上上日	月 日~ 月 日	В				
/2月 / 日~/2月3/日	月上上日	月 日~ 月 日	В				-
//月 / 日~//月30日	月22日	月 日~ 月 日	В				
月 日~ 月 日	月日	日~ 月日	В	3		=	
⑭ 賃 金 に 関 す る 特記事項						_{訥容(⑦欄を除く)は} 豊田 三	

[例示説明]

月給者(①月間全部を拘束する意味の月給者及び、②①以外の月給者を指す。)の方であって、事業主の都合により実施した休業と休業の間に就業規則等で規定された所定休日のみがあり、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。

休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日<u>のみ</u>がある場合には、その休日については休業期間中の所定休日として記入してください。 [参考]

日給月給者 月額 220,000 円

休業期間 7月 20日~25日(期間 6日間)休業実施日 $7/20 \cdot 24 \cdot 25$ 所定休日 $7/21 \cdot 22$ 有給休暇 7/23 休業実施日数 3日 休業手当 6,000 円 6,000 円×3日=18,000 円

休業期間 8月 3日~8日 (期間 6日間) 休業実施日 $8/3 \cdot 6 \cdot 7 \cdot 8$ 所定休日 $8/4 \cdot 5$ 休業実施日数 4日 (ただし、所定休日のみを含む休業期間は 6日間) 休業手当 6,000円 6,000円×4日=24,000円

[補足]

休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定され た所定休日(有給休暇は含まない)のみがある場合の例

【用例】

- ・「休業」は、労働基準法第26条による休業手当が支払われた日
- ・「休日」は、就業規則等に定められた所定休日(有給休暇は含まない)
- ・休業手当は、ここでは1日5,200円で設定
- ・例1~3は、1賃金月単位を前提
- ・○は⑬欄に記入が必要となる休日等
- ・×は⑬欄に記入を要しない休日等

(例1) ⑬欄に休日の記載が必要となるケース

26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	1日	2日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休業	休日	休日	休業	休業	勤務
×	0	0	0	0	0	×

【⑬欄の記載】休業3日 15,600円 休業期間中の所定休日2日

(例2) ③欄に休日の記載を要しないケース

~	$\overline{}$				$\overline{}$	
勤務	休業	休日	休日	勤務	休業	勤務
木	金	±	田	月	火	水
26 日	27 日	28 日	29 日	30日	1日	2日

【⑬欄の記載】休業2日 10,400円

(例3) ⑬欄に休日の記載が必要となるものと休日の記載を要しないものが一賃金月にあるケース

26 日	27日	28 日	29 日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
休業	休日	休業	休日	休業	休日	勤務	休日	休業	休日	休業	休業
0	0	0	0	0	×	×	×	0	0	0	0

【⑬欄の記載】休業6日 31,200円 休業期間中の所定休日3日

(例4) 賃金月の賃金支払対象期間の初日、末日が所定休日であるケース

	賃金	È月(A)				賃金	金月(B))			賃金月	(C)	
1日	~	29 日	30 日	1日	2日	~	29 日	30 日	31 日	1日	2日	~	31 日
火		火	水	木	金		木	金	土	日	月		火
勤務		休業	休日	休日	休業		勤務	休業	休日	休日	勤務		勤務
×		0	0	0	0		×	0	×	×	×		×

【賃金月(A)の⑬欄の記載】休業1日 5,200円 休業期間中の所定休日1日

【賃金月(B)の⑬欄の記載】休業2日 10,400円 <u>休業期間中の所定休日1日</u>

【賃金月(C)の⑬欄の記載】特になし

※賃金月の賃金支払対象期間の初日、又は末日が所定休日であるため、当該所定休日が休業期間中の所定休日となるかについては、当該月の直前または直後の月における所定休日や休業手当が支払われた日を確認する必要があります。

※(A)および(C)の期間が、賃金日額算定の基礎期間外の月であったとしても、同様の考え方となります。

離職証明書⑬欄に記載された所定休日の日数については、賃金日額の算定をする際、休業手 当が支払われた日数と同等に扱われます。

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(11) 短期雇用特例被保険者の場合

① 被保険者番号 0 1 0 1 - 0 0 3 0 3 0 - 1 3 フリガナ	"/	シマ	9	ロウ	④ 離 職	∆.¥⊓	年	月	日 20
② 事業所番号 2 3 0 7 - 0 0 9 8 7 5 - / 離職者氏名	津	島	太	郎	年月日	TH CT	6	3	20

						離耶	載 の F	3 以前	0 1	意金支払	犬 況 等		
_	— A	般被保	間算定対象 険 者 等	B) 短期 雇用特例		100 賃金:	支払対	象期間	① ② の 基 礎	① 賃	金 (B)	額言十	① 備 考
離耳	戦日の	の翌日	月日	被保険者	基礎日数				日数	A	(B)	āΤ	
	月	日~	難職	離職月	/3□	5月	/ ⊟~	離職日	138		143,000		
1.1	月	日~	月 / 日	4月	2/8	4月	/ ⊟~	4月30	2/8		231,000		
	月	∃~	月/ 日	み月	201	3月	/日~,	3月3/6	20		220,000		
	月	日~	A E	2月	ادر	2月	/ B~.	2月29	12		132,000	/ / · · · ·	
	月	∃~	/ _{月 E}	/月	<i>17</i> [□]	/月	/ 日~ .	/月3/	17		187,000		
	月	日~/	月 E	12月	168	/2 ^月	4 1-7.	2月3/	16		176,000		
	月	B	月日	月	7	月	日~	月日	9 . 8				- 7
	月	·/=~	月 E	月		月	∃~	月日	8 8				
-	月	/ ⊟~	月 E	月		月	8∼	月 E	8 8			1 2 00	
	月	日~	月 E	月	В	月	日~	月 [B				
9	A	日~	月 E		В	月 [·]	日~	月日					= /.
/	月	∃~	月 E	月月	В	月	8~	A E	8 8				
	月	日~	月日	月	В	A	日~	月 E	8 8			A.	/
関	金にする	5										ma(⑦欄を除く)は 津島)	

[例示説明]

短期雇用特例被保険者が退職した場合。(資格取得日 令和5年12月4日)

[記入留意事項]

⑨欄 一般被保険者の場合と異なり、暦月による賃金支払基礎日数を記入してください。

[参考]

日給者 日額 11,000円

特例一時金の受給資格要件は、離職の日以前1年間に賃金支払の基礎になった日数が11日以上ある月が6か月以上あることとなっています。

※離職日が令和2年8月1日以降であって、離職日以前1年間のうちに⑨欄の基礎日数が11日以上の月が6か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上または賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月が6か月あることが受給資格要件となります。

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(12) 出向先において退職した場合[出向先で作成する書類]

様式第5	号(第)	7条関係	()	Ā	星用作	保険	被保	険者調	推職記	正明	書(安	定所提出用	月)	
① 被保険者	番号 ろ	43	2	- /	09.	876	-5	3 フリカ	î†	イヌ	ヤマ	ハナコ	離職命和	年月日
8	100			15 1	1 1	2		離職者氏		大	2	花子	年月日 年月日	6 7 31
⑤ 名	称	春日	井	倉庫	車株	式会	江	\$ a		- 1	⑥・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7483-8		~ F
事業所 所	在地	翻	井	介库	下为	原町。	2-14	4-6			住所又は居所	12月1	市尾崎町	刊原101
電話	番号	.(0:	560	8)	81 -	513	5		14		III/XIGAIII	電話番号(し	15871 54	- 2443
事業主	主所	智井	市门	南下/	原町	を証明し ユー/4 オ大手	-6	10 +s 10 +s	※離	職票交	付 令和 (交付番号	10.00	番)	
			-905-72					日以	前の	賃金	支支払	犬 況 等	× ×	
⑧ 被保⑥ 一般		間算定案 除 者	村象其	明間 B 短期		10 賃金	支払対	象期間	① 0 0 4 日		賃	金	額	13 備 考
離職日の	D翌日	8月/	В	被保険者	賃金支払 基礎日数			g 20	日姜		(A)	B	計	1
7 月,	/ 8~	龍職	В	離職月	3/8	7月	/ 8~	離職	83/	1/	90,000			
6月	/ 8~	6月3	0B	月	300	6月	/ ⊞~	6930	7日30	19	90,000	154		
5月	/ 8~	5月3	/ B	月	3/∄	5月	/ 8~	5月31	/B 3/	17	90,000	1	0	
4月1	/ 日~	4月3	OB	月	300	华月	/日~	4月30	DB 30	19	90,000			
月	∄~	月	В	月	В	月	8∼	月	В.	B				
月	,∃~	月	В	月	. 8	月	日~	月	8	В				
月	日~	-月	. B	月	В	月	∃~	月	B	8				
月	∃~	月	В	. 月	В	月	8∼	月	В			, i		, to
月	日~	月	B	月	. 8	月	日~	月	18	В				
月	∃~	月	B	月	В	月	日~	月	B	B .	2.11	(X 04	ee n P	
月	В~	月	日	月	B	月	日~	月	В	B	* 1 # #		45 LL	
月	8~	1	1	月	В	月	日~	月	В	В				
	B ~	月	B	月	B	月	日~	月	B	В	****			
個 賃金に 関する 特記事項			- il							-8	1	Participation of the Control of the	内容(⑦欄を除く)に	相違ないと認めます。

[例示説明]

令和6年4月1日に出向元事業所に籍を置いたまま出向となり、令和6年7月31日に出向先事業所にて離職した。 この場合、出向先事業所での被保険者期間だけでは受給資格がないので、出向元事業所にて被保険者期間等証明書を作成する ことになります。(受給の手続には離職証明書と被保険者期間等証明書が必要です。)

雇用保険被保険者離職証明書(用紙左側部分)記入例(12 続) 出向先において退職した場合「出向元で作成する書類]

- 雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)

被保険者期間等証明書

④ 職 ① 被保険者番号 5 4 3 ユーノ 0 9 8 7 6 - 5 ③ フリガナ 日 3× ヤマハナ 7. ઝ 令和 6 3/ ② 事業所番号 犯 年月日 離職者氏名 7 483-8162 離職者の 江南市尾崎町河原/0/ 事業所 所在地 住所又は居所 (0568)61-2185 電話番号 (0587) 54 - 2443 この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。 ※離職票交付 令和 月 B E所看出中市松新町1-330 (交付番号 器) 事業主 離職の日以前の賃金支払状況等 ⑧ 被保険者期間算定対象期間 10 1 (12) (13) . 金 額 B) 短期 8の期間 における 賃金支払 00 0 A 一般被保険者等 考 賃金支払対象期間 備 基礎 (B) 計 (A) 離職日の翌日 月日 日数 被保険者基礎日数 プ月 /日~ 雕 職 日 離職月 シ/日 · 分月 /日~ 離 職 日3/日 200,000 2月 /日~2月29日 月29日 2月 1日~ 2月29日29日 200000 /A /B~ /A3/B3/B 200,000 /月 / 日~ /月3/日 月3/日 /2月 / 日~/2月3/日 月3/日12月 /日~/2月3/日3/日200,000

月3/日 月 B B 7月 / 日~ 7月3/日 6A / B~ 6A 30B 月30日 月 B B 月 H~ 5月 1日~ 5月3月 B 日 3/1 月 4月 B 月 300 月 8~ B /8~4月30日 月 ⑤この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。 (14)

月30日 / /月 / 日~ / /月30日30日 200000

月 日

月 日

B~

10A 18~10A3/B3/B 200,000

B

B

犬山花子

[記入留意事項]

賃金に

関 す る 特記事項

//月/日~//月30日

10月 /日~10月3/日

9月 / 日~ 9月30日

8月 1日~ 8月31日

様式第5号(第7条関係)

離職証明書用紙の表題を「被保険者期間等証明書」に訂正してください。 被保険者期間等証明書は、用紙右側部分⑦欄の離職理由の記入は必要ありません。 [参考]

月給者 月額 190,000 円 通勤手当 10,000 円

月3/日

月30日

月3/日

月

雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書の記入例

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (介護・育児) 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 ①休業等を ① 放保険者番号 5901-500211-53 フリガナ トヨカワハナコ 開始した日の 合和 6 5 26 豊川花子#月日 事業所番号 2304-012377-3 体業等を開始した者の氏名 面体莱等を 〒 442-0888 ◎ 名 株 ハローワーク株式会社 明始した者の 豊川市千穀通ノー34 事要所所在地 畫橋市大国町 /// 電話番号 (0532) 52-7191 住所又は国所 電話番号 (0533) 86 - 3178 ②休楽等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 原たお期間算定対象期間 関にお ける質 90 基礎 (A) 66 計 休楽等を開始した日 5月26日 日 数 4月26日 - 株業等機能にた日の曜日 30日 4月26日 - 株業等を開始にた日の福日 30日 250,000 3 11261-412513/11 311261-412513/11 250,000 2 1 2611 - 3 1 2511 2911 2 1 2611 - 3 1 2511 2911 250,000 111261-211251 3/11 1112611-211251 3/11 250,000 1211261- 11251 3/11 12112611- 11251 3/11 250,000 1111261-1211251 301 1111261-1211251 301 250,000 Я Н ~ 101126H-1/1125H 3/H Я 91126H-101125H 30H В **Я** В~ 8H26H- 9H25H 3/H н. В в 7H26H- 8H25H 3/H В ~ 67268- 77258 30B B п n н ~ 5A26A- 6A25B3/B Я Я B H 41261-51251301 H ~ H H H H H П П~ Я H ~ П B H -H-/H н H H H H H H H H ~ H 休 棄 開 始 時 賃 金 月 額 証 明 書 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 の貧金に 令和 年 月 (受理番号 ③(休棄開始時における)雇用期間 イ定めなし 口定めあり→ 令和 年 月 日まで (休業開始日を含めて **π**Π) 第1項の規定により被保険者の介護又は背見のための体薬又は所定労働時間短縮開始時の賃金の諸出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を非 ・統任権子申請による申請が可能です。 : 本手級について、沙保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受け - あることを託明するものを未得等の提出と併せてお信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。 ※ 所長 次長 離長 係長 係 名 電話番号 社会保険 作成年月日-提出代行者・事務代理者の表示 氏

[例示説明]

産後休暇取得後、令和3年2月26日に通常勤務で復帰。

様式第10号の2の2

一定期間経過後、被保険者に代わって子の養育を行っていた者が体調を崩したため、子の養育を行うため令和 6 年 5 月 26 日より所定労働時間の短縮を開始。

その後、所定労働時間の短縮を行っている最中に解雇により離職した場合。

賃金締切日が各月 25 日。

[記入留意事項]

④欄には、被保険者が育児休業若しくは介護休業を開始した日又は短縮措置を開始した日を記入してください。

⑦~⑬欄については、雇用保険被保険者離職証明書の記入例と同様です。

※離職証明書の⑬備考欄に、短縮措置等の開始日及び終了日を記入してください。

の記入例 (用紙右側部分) 証明書 強 用保險離 圛

⑦「離職理由」、「事業主記入欄」

は、空欄(例えば(定年 歳))には ・離職者の主たる離職理由に該当する ものを「離職理由」の1~5の中から 1つ選び、「事業主記入欄」の該当す る□の中に○を記入した上、「離職理 由」の各項目に記載箇所がある場合に 該当する内容を記入し、選択項目(例 えば (教育訓練の有・無)) には該当 する事項を○で囲んでください。

・離職者が離職する日までに、必ず事業

⑥離職者本人の判断

主の記入した離職理由を確認させ、

職者本人に、事業主が○をつけた離職 理由に意義「有り・無し」のいずれか を○で囲ませたうえ、離職者氏名を記

> また、1~5に該当する離職理由がな い場合には、6の「その他 (1-5の いずれにも該当しない場合)」の口に ○を記入し、「(理由を具体的に)」に 具体的理由を簡潔に記入した上で、 「具体的事情記載欄 (事業主用)」に 詳細な事情を記入してください。

[具体的事情記載欄 (事業主用)]

なお、離職理由が5(3)の「労働者の個 人的な事情による離職」に該当する場 合には、離職者から把握している範囲 で可能な限り、離職に至った具体的事 情を記入してください。

The same	MCARTINOP.	Market and the second s	FOR UNIVERSITY MATERIAL PROPERTY AND ARREST 17-00-7-1.	- 1	THE PROPERTY OF CANADA	
W.T.E.	-		200	Ħ.	B	
10 O	30°#	(2) を指すを記さい。 インストランストリンストリンストリンストリンストリンストリンストリンストリンストリンストリ	等年十余年 第4年 () () () () () () () () () ()	の現込みがないたのカカからにまでの	砂脂臓 こずれか参1 レ選択	してください)
	2 22	a 84 編 88月1に元の合物 (解集由又は過剰担と同一の b 平成25年3月31日以前 c その他 (具体的理由	編集の 開発して保護機関以は労働 に労役協定により定めた :	1 (年間15-18-6-19-6)(2015年8日) (2015年8日) (2015年	のなって、ストローのないできる。これでは、大きのできる。これでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないできない。) LC 数 U C C C C C C C C C C C C C C C C C
	#E	7個級約期間消了等による 4個別とは正年後の再開 (当初の総約期間第一版) (当初の総約網階に超約 (当初の総約網階等に超約	5の 開発にあらかにめ2 月、通算契約期間 期間や型新回数の上間 期間や更新回数の上間	Eめられた種用期 個月、契約更 3を短縮し、その上 服を設け、その上	限別来による顕微 新回数 回り 限別来による顕微に対 限別来による顕微に対	温がる・しない。当まる・しない。
	8	(4年6個月以下5年以下十七年6年)	50、00分の54の5476 の3種類が利用間の計 動作一番に4年6個月以上5	着 F M M M M M M M M M M M M M M M M M M	。6 編集 C 8 6・79 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	い。 である・ない) 1917 いたいなかった)
	J.	・ 大田の大名の名称を ・ 日の記念の記録を ・ 田の記念の記録を ・ 田の記念の記録を ・ 田の記念の記録を ・ 田の記念の記録を ・ 田の記念の記録を ・ 田の記念の記述を ・ 田の記念の ・ 田のの ・ 田のの 田のの ・ 田ののの ・ 田のの ・ 田のの 田のの ・ 田のの 田のの 田のの 田のの 田のの	の、治療数をが再合 あれる経路・企業 ため道路の 塩・香 整発機長の適力が 係権関す。 は関係・参修的に	国際政党が開発 国立、政党政党回数の協会のでので、のでので、中華、 野中以は対対の 者・ 第・)・ 田中のは、日本の協議が、 もち・ はいかい ないかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい	面月、放水型新四数 回) 4 年 第(即野又は海南しない。面の明沢の 5 ない) 20 年 20 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	明元の 報・無))
		② 95億由流過等機に顧用 (1回の20%的時間 簡)	なれる派儀的舞台の一部製製物の画	つりも独唱師は、関系を開	れる労働者以外の者所回数回数	
		(契約を更新又は温泉する労働者から契約の更新又	のいかの資格・収録 体を設すが は高度 (多を設した	の 本・第 (別参 5回の毎日かめっ 7、2回の毎日かめっ 8.4のの毎日かめっ 8.4のの毎日から	女は雑板しない間の わか しか	明示の有・無))
		お金倉本の高速等に関連が必須解棄を選択が無力にれば行うがある他の では、実践ではあるには、これには、金のでは、では、では、では、では、 選択別であるにはからに「は、心をでは、他のでは、かないない。 のには対していません。 「の人としています。 「の人としています。 「の人としています。 「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」」」」」」」」」」」」」」」」」	数加する活躍就業の数別との活躍就業のインによる態化を通過を行うによったの題のを行うにある。これをあるものできた。	指示を拒否した)指示を行わなか)な。 該当する主た 対当する主た	7.とによる場合 りたことによる場合 5.整装器由を開い 日本四人にたよ、原	合(指示した派遣院 1つ選択し、OFA 具体的な理由を記載
	93) 利用的基础(最高的)理、 3世代) 3条额共约	減択定年制度等により離職	THE REAL PROPERTY.		
	4::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	機関機能を受けるのできる。 を関係を受けるのでは、 を関係を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	るもの に関すべき重大な原住に 動理 廃止に伴う人興整理を行 に	へき華大な理由による解雇) 弁っ人員整理を行うためのも	9	
	*S		建版 實金低下,實金運用	3、時間外勢働、	展用条件との指摘等)	があったと
11		労働権が判費したため ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かの奴補職権が難し たため 小服休養等に依め	/ くまされるよう 日間(休養等の手出	な言動 (故願の排斥、 拒否、妊娠、出産、か	作、雑がらせ等) や 、休養等を製田とする
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ない おおき あってん ない かん ない かん とうしん かん とう とう かん かん とう とう かん	いる いかある。 数値型等 でかる(数値型等 5)から(田(年)	の者・無) 死促苗:	~
1	8	- 労害者の四人の存在による器器(一年上の者の、危襲者組織)- 労害者の四人の存在による器器(一年上の者の、危襲者組織)	よる難職 (一章上の	2個合、有職者與	(de	
	٥	その缶(1ー5のいずれにも数当しない種の) (単音を見を的に	も該当しない場合)			^
2	具体的事情記載欄	総備 (略端主用) 東	就業相則繁	\$ 25 % IZE	与定年 海斯	

なお、離職者が帰郷その他やむを得な い理由により離職者の氏名の記載を得 ることができないときは、個欄にその 理由を記入し、事業主氏名を記載して

ください。

ていない段階でもかまいません。

このとき、賃金計算等が未処理のため、 まだ離職証明書左側の各欄に記入され

載させてください。

・離職に至った原因とその経緯等の具 体的事情を必ず、なるべく詳しく記入 してください。

雇用保険被保険者離職証明書(用紙右側⑦離職理由欄)記入例

(例1) 離職理由が「定年による離職」のうち本人が継続雇用を希望していなかった場合

2 定年によるもの

○………定年による離職(定年 60 歳)

定年後の継続雇用

を希望していた(以下の \mathbf{a} から \mathbf{c} までのいずれかを $\mathbf{1}$ つ選択してください)

を希望していなかった

- a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため (解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができ る事由に該当して離職した場合も含む。)
- b 平成 25 年 3 月 31 日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当 しなかったため
- c その他 具体的理由:

具体的事情記載欄(事業主用)

就業規則第15条に基づき60歳定年による離職

※上記の場合の確認資料 就業規則など

(例2) 離職理由が「定年による離職」のうち解雇または退職事由に該当したため、継続雇用の 対象とならなかった場合

2 定年によるもの

□……定年による離職(定年 60 歳)

定年後の継続雇用

を希望していた (以下の a から c までのいずれかを 1 つ選択してください) を希望していなかった

- (a) 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため (解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由に該当して離職した場合も含む。)
- b 平成 25 年 3 月 31 日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当 しなかったため
- c その他 具体的理由:

具体的事情記載欄(事業主用)

定年退職 (本人は継続雇用を希望していたが、就業規則に定める 解雇事由に該当したため)

※上記の場合の確認資料 就業規則など

(例3)離職理由が「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限が 到来したことによる離職の場合」

3 労働契約期間満了等によるもの

○ ·····(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 12 箇月、通算契約期間 60 箇月、契約更新回数 4 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する・しない (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・€しなり (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で (ある) ない)

(4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で (ある)・ない)

→ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められてくいたがいなかった)

具体的事情記載欄(事業主用)

定年退職後、希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則で定め ており、その終期に達したことによる離職

※上記の場合の確認資料 労働契約書、雇入通知書、就業規則など

(例4) 離職理由が「労働契約期間満了による離職」のうち1回目の契約更新時に平成25年3月 31 日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当

しなかったため離職した場合 3 労働契約期間満了等によるもの ○ ……(2) 労働契約期間満了による離職 ① 上記②以外の労働者 (1回の契約12 筒月、通算契約期間 24 筒月、契約更新回数 1回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の有(無)

(更新又は延長しない旨の明示の有 (無)

(直前の契約更新時に雇止め通知の有(無)

(当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある (なり)

労働者から契約の更新又は延長・

を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった を希望に関する申出はなかった

具体的事情記載欄(事業主用)

平成 25 年 3 月 31 日以前に労使協定により定めた継続雇用制産の対象と なる高年齢者に係る基準に該当しなかったため

※上記の場合の確認資料 就業規則、労使協定など

(例5) 離職理由が「労働契約期間満了による離職の場合」

- 3 労働契約期間満了等によるもの
- ……(2) 労働契約期間満了による離職
 - ① 上記②以外の労働者

(1回の契約 6箇月、通算契約期間 30箇月、契約更新回数 4回)

(契約を更新又は延長することの確約・合意の有 (無)

(更新又は延長しない旨の明示の有 (無))

(直前の契約更新時に雇止め通知の有(無)

(当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある (ない)

労働者から契約の更新又は延長 を希望しない旨の申出があった〕

「を希望する旨の申出があった

を希望に関する申出はなかった

具体的事情記載欄(事業主用)

今和4年10月1日に雇用し、契約期间が6か月の労働契約を4回更新 したが、契約更新時に本人より最後の契約にしてほしいとの申出があった ため

※上記の場合の確認資料 労働契約書、雇入通知書、契約更新の通知書など

(例6) 離職理由が「解雇(重責解雇を除く)による離職の場合」

4 事業主からの働きかけによるもの

□ ……(1) 解雇(重責解雇を除く)

具体的事情記載欄(事業主用)

今和6年8月31日人員整理のため解雇(解雇予告日令和6年6月1日)

※上記の場合の確認資料 解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など

(例7) 離職理由が「希望退職者の募集又は退職勧奨による離職の場合」

- 4 事業主からの働きかけによるもの
 - (3) 希望退職者の募集又は退職勧奨
- …… ①事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの

具体的事情記載欄(事業主用)

经营悪化に伴う人員整理を目的とした希望退職制度(今和7年1月に事 業主から提示し、募集期间は3週间) があり、これに応じて離職

※上記の場合の確認資料 希望退職募集要綱(写し)、応募の事実がわかる資料など

(例8)離職理由が「労働条件に係る重大な問題(賃金低下)があったと労働者が判断したこと による離職の場合」

- 5 労働者の判断によるもの
 - (1) 職場における事情による離職
- …… ①労働条件に係る重大な問題 貸金低下 賃金遅配、時間外労働、採用条件との相 違等)があったと労働者が判断したため

具体的事情記載欄(事業主用)

業績悪化に伴い、令和6年4月から基本給が40万円から30万円に低下 したため離職

※上記の場合の確認資料 労働契約書、就業規則、賃金規定、賃金低下に関する通知書など

(例9) 離職理由が「職種転換等に適応することが困難であったと労働者が判断したことによる 離職の場合」

5 労働者の判断によるもの

(1) 職場における事情による離職

□ …… ⑤職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有 (無)

具体的事情記載欄(事業主用)

入社以来21年间NC旋盤エとして働いていたが、人事異動により経理 事務部門へ配置転換を命じた(教育訓練は行っていない)ところ対応でき ず離職。

※上記の場合の確認資料 採用時の労働契約書、職種転換・配置転換の辞令など

(例 10) 離職理由が「事業所移転により通勤困難となったと労働者が判断したことによる離職の場合」

- 5 労働者の判断によるもの
 - (1) 職場における事情による離職
- ········· ⑥事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地;**名古昼す**)

具体的事情記載欄 (事業主用)

事業所が名古屋市から神戸市に移転したために通勤困難となったこと による離職 (通勤時间片道3時间 (本人居住地名古屋市))

※上記の場合の確認資料 事業所移転の通知、事業所の移転先が分かる資料及び離職者の通勤経 路に係る時刻表など

(例 11) 離職理由が「労働者の個人的な事情による離職の場合」

5 労働者の判断によるもの

○ ………(2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)

具体的事情記載欄(事業主用)

事務職に後事していたが、介護関係の仕事に転職したいとの申出があった ため。

※ただし、「⑦離職理由欄」5の(2)労働者の個人的な事情による離職の場合については、離職者から把握している範囲で差し支えありません。

離職理由欄(⑦欄)の各項目の内容について

ここに記載した離職理由欄(⑦欄)の各項目の内容は、離職理由の判定にあたり、事業主が主張する離職理由を把握するために便宜上分類したものであり、特定受給資格者等の判断基準とは異なります。

離職理由の最終的な判定はハローワークで行いますので、⑦欄の□の中に○を記入した離職理由と異なる場合があります。特定受給資格者の判断基準については、ハローワークで配付しているリーフレットをご覧ください。

1 1の「事業所の倒産によるもの」

① 1(1)「倒産手続開始、手形取引停止による離職」

裁判所に対する破産の申立て、再生手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、整理開始または特別清算開始の申立て、事業所の手形取引の停止等により事業所が倒産状態にあることまたは所管官庁から長時間にわたる業務停止命令がなされたことといった勤務先の事情を考慮し離職した場合がこれに該当します。なお、倒産等により解雇された場合は、4の(1)の解雇に該当します。

【持参いただく資料】裁判所において倒産手続の申立てを受理したことを証明する書類など

② 1(2)「事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがたたないため離職」

事業所が廃止された場合、裁判上の倒産手続(上記①の手続)が執られていないが事業活動が 事実上停止し、再開の見込みがない場合、株主総会等において解散の議決がなされた場合等の事 業所が廃止状態にあることにより離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】解散の議決がなされた場合は、その議決が行われた議事録(写)など

2 2の「定年によるもの」

① 2「定年による離職」

就業規則等により定められている定年により離職した者がこれに該当します。

なお、定年後の継続雇用が有期雇用により行われた場合であって、その有期契約期間の満了により離職した場合は下記3の①又は②に該当しますのでご注意ください。

【持参いただく資料】就業規則等

3 3の「労働契約期間満了等によるもの」

① 3(1)「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」

労働契約は1年単位でも、別途、あらかじめ雇用期間の上限(3年など)が定められており、 上限に達したことにより離職した場合をいいます。例えば、定年退職後、1年更新で65歳まで の再雇用されることがあらかじめ定められており、65歳に達したことに伴い離職した場合など がこれに該当します。

【持参いただく資料】労働契約書、雇入通知書、就業規則など

② 3(2)「労働契約期間満了による離職」

労働契約期間満了とは、例えば契約期間が1年間といった期間の定めがある労働契約により雇用されていた者が、契約期間が終了したことにより離職した場合をいいます(3(1)の「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合を除きます。)。

なお、一般労働者派遣事業に雇用される労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の離職理 由の記載に当たり、②中、派遣就業とは、派遣労働者として雇用されているが、請負により行わ れている事業に従事することを含みます。また、適用基準に該当する派遣就業とは、週の所定労 働時間が 20 時間以上の場合等をいいます。

【持参いただく資料】労働契約書、雇入通知書、契約更新の通知書など

③ 3(3)「早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職」

従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に応募した場合、会社における特定の事由による退職慣行等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】制度の内容がわかる資料

④ 3(4)「移籍出向」

出向のうち適用事業に雇用される労働者が当該適用の事業主との雇用関係を終了する場合が これに該当します。

【持参いただく資料】移籍出向の事実がわかる資料

4 4の「事業主からの働きかけによるもの」

① 4(1)「解雇(重責解雇を除く。)」及び(2)の「重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)」

事業主による解雇がこれらに該当し、重責解雇とは、刑法の規定違反、故意又は重過失による設備や器具の破壊又は事業所の信用失墜、重大な就業規則違反等により解雇された場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など

② 4(3)「希望退職の募集又は退職勧奨」

企業整備等における人員整理等に伴う事業主(又は人事担当者)による退職勧奨、人員整理を目的として臨時に募集される希望退職の募集に応じて離職する場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】希望退職の募集に応じた場合には、希望退職募集要綱(写)、離職者の応募 の事実が分かる資料

5 5の「労働者の判断によるもの」の(1)の「職場における事情による退職」

労働者の方が職場(事業所)における事情により離職をされた場合がこの区分に該当します。

① 5(1)①「労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため」

賃金の低下、賃金の一定割合が支払期日までに支払われないなどの賃金遅配、事業停止に伴い休業手当が継続して支払われること、過度な時間外労働など労働条件に重大な問題(実際の労働条件が採用時に示された条件と著しく相違している場合を含む。)があったこと、又は事業所において危険もしくは健康被害の発生するおそれのある法令違反等があり、行政機関の指摘にもかかわらず改善措置を講じない等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】労働契約書、給与明細書、賃金低下に関する通知書、口座振込日がわかる 預金通帳、タイムカード(写)等時間外労働がわかるものなど

② 5(1)②「事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を受けたと労働者が判断したため」

上司や同僚等からの故意の排斥、著しい冷遇や嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメントや妊娠、 出産等に関するハラスメントを含む。)等、就業環境に係る重大な問題があったため離職した場合 がこれに該当します。

【持参いただく資料】特定個人を対象とする配置転換、給与体系等の変更の嫌がらせがあった場合には、配置転換の辞令(写)、労働契約書など

③ 5(1)③の「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、 休業等を理由とする不利益取扱い)があったと労働者が判断したため」

育児休業、介護休業等の申出をしたが、正当な理由なく拒まれた場合、妊娠、出産、休業等の申出又は取得したことを理由とする不利益取扱いを受けた場合、育児・介護休業法、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の労働者保護法令に違反し、又は措置されなかった場合に離職した場合がこれに該当します。

④ 5(1)④「事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職」

人員整理に伴い、当該事業所の労働者の3分の1を超える者が離職した場合、事業主が大量 離職届(1か月に30人以上の離職を予定)をハローワークに提出しなければならないような事 業所の縮小が行われた場合又は行われることが確実であることといった職場の事情を考慮して 離職した場合がこれに該当します。

⑤ 5(1)⑤「職種転換等に適応することが困難であったため」

長期間にわたり従事していた職種から事業主が十分な教育訓練を行うことなく別の職種へ配置転換を行い新たな職種に適応できない場合や労働契約上、職種や勤務場所が特定されているのにもかかわらず、他の職種への職種転換や遠隔地への転勤を命じられた場合等職種転換等に適応することが困難であったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】採用時の労働契約書、職種転換、配置転換又は転勤の辞令(写)など

⑥ 5(1)⑥「事業所移転により通勤困難となった(なる)ため」

事業所移転により通勤困難となった(なる)ために離職した場合が該当します。

【持参いただく資料】事業所移転の通知、事業所の移転先が分かる資料及び離職者の通勤経路に かかる時刻表など

6 5 の「労働者の判断によるもの」の(2)の「労働者の個人的な事情による退職(一身上の都合、 転職希望等)」

例えば、職務に耐えられない体調不良、妊娠・出産・育児・親族の介護等の家庭事情の急変、 自発的な転職等労働者の方が職場事情以外の個人的な事情一般のため離職した場合がこれに該当 します。

【持参いただく資料】退職願(写)等その内容が確認できる資料

7 6の「その他(1-5のいずれにも該当しない理由により離職した場合)」

上記1~6のいずれにも該当しない理由による離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】その内容が確認できる資料

3 昭和56年7月以前から被保険者となっている方の届出について

ハローワークでは、昭和56年からオンラインシステムを導入して雇用保険関係事務 を処理しており、資格取得等の手続時において、資格喪失等の手続を行うための書類 の記載内容の一部を印字してお渡ししております。

しかし、昭和 56 年以前に被保険者の資格取得等の手続を行われている方が資格喪失等の手続をされる場合には、ハローワークに備え付けている様式またはハローワークインターネットサービスよりダウンロードした様式を使用していただくこととなります。

届出様式·····「雇用保険被保険者資格喪失届」(移行処理用)

雇用保険被保険者資格喪失届の記入例

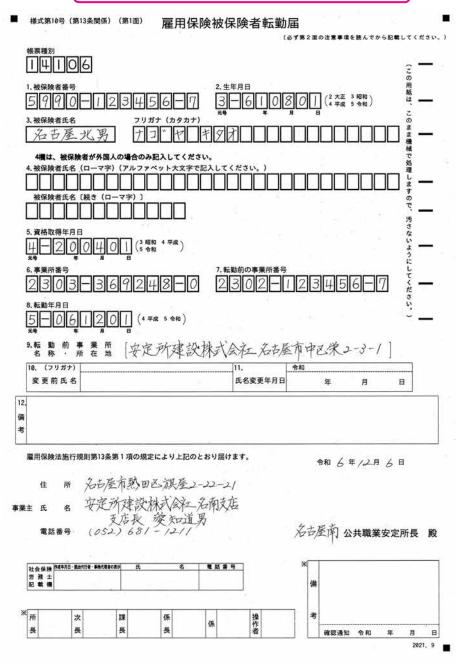


4 被保険者が転勤したとき

転勤とは、被保険者の勤務する場所が、同一の事業主の一の事業所から他の事業所に変更される場合をいいます。また、単なる出張や一時的な駐在は転勤に該当しません。

- · 提出書類·····**「雇用保険被保険者転勤届」**
- ・ 提出期日・・・・・・事実のあった日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先・・・・・・・転勤後の事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ 持参するもの・・転勤前事業所に対し、すでに交付されている「雇用保険被保険者 資格喪失届」
- ※ハローワークにマイナンバーを届け出ていない者の場合は、**個人番号登録・変更届**を併せ て提出してください。

雇用保険被保険者転勤届の記入例



5 被保険者が氏名を変更したとき

雇用保険被保険者氏名変更届は令和2年1月に廃止したため、被保険者の氏名の変更があったときは、下記の申請時に併せて提出してください(氏名変更記載欄はそれぞれの申請書にあります)。

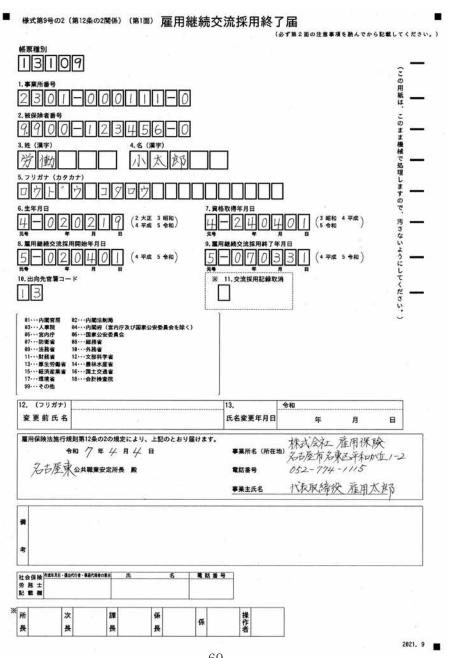
- 雇用保険被保険者資格喪失届
- 雇用継続交流採用終了届
- · 雇用保険被保険者転勤届
- ・個人番号登録・変更届
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請(受給資格確認を含む)
- ・ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ・ 育児休業給付金の支給申請 (受給資格確認を含む)
- ・介護休業給付金の支給申請

被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に 規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき

雇用継続交流採用職員でなくなった場合の届出となります。

- 提出書類・・・・・・「雇用継続交流採用終了届」
- 提出期日・・・・・・雇用継続交流採用職員でなくなった日の翌日から起算して 10 日 以内
- 提出先・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの・・次の(1)~(2)
- ① 雇用継続交流採用職員でなくなったことの事実の分かる資料
- ② 雇用継続交流採用職員であった期間を証明することが分かる資料 ※ハローワークにマイナンバーを届け出ていない者の場合は、個人番号登録・変更届を併 せて提出してください。

雇用継続交流採用終了届の記入例

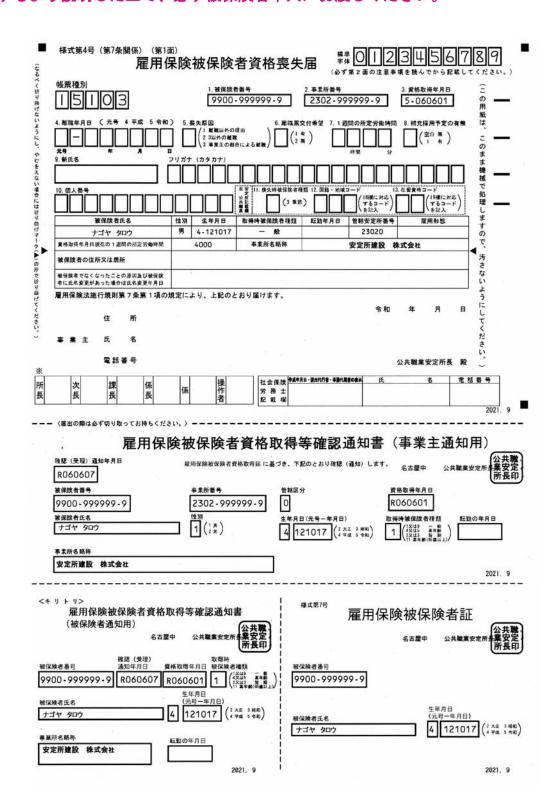


7 被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 資格取得届、転勤届を提出したとき

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等がハローワークシステムで印字された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)・雇用保険被保険者資格喪失届」(ミシン目の入っている1枚もの)をお渡しします。

上記の書類には、被保険者(本人)にお渡しいただく書類がありますので、大切に 保管するよう説明した上で、必ず被保険者本人にお渡しください。

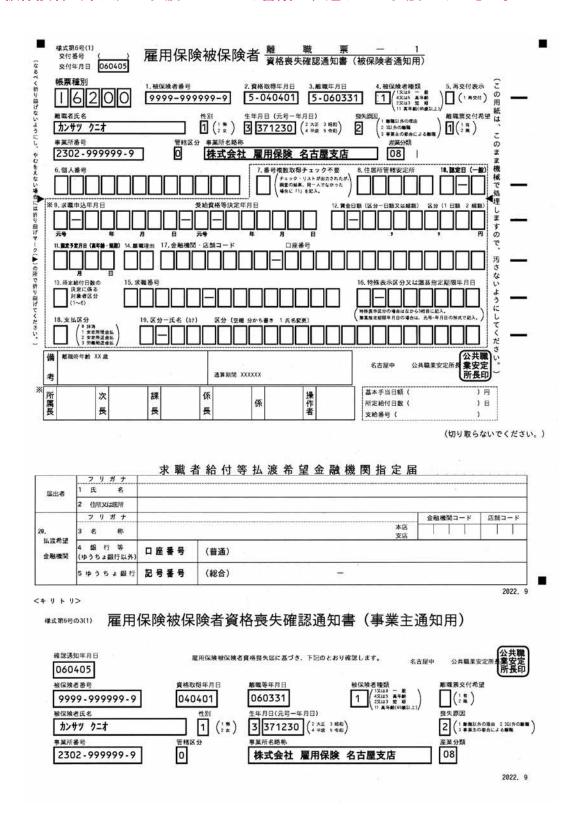


(2) 資格喪失届を提出したとき

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等が印字された「雇用保険被保険 者資格喪失確認通知書(事業主通知用)・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保 険者通知用)」をお渡しします。

また、資格喪失と同時に離職票を発行する場合には、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)・雇用保険被保険者離職票-1」および「雇用保険被保険者離職票-2」をお渡しします。

被保険者(本人)にお渡しいただく書類は、速やかにお渡しください。



8 マルチジョブホルダーの手続

通常、雇用保険の被保険者に関する手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、基本的に、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。手続に必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)は、本人が事業主に記載を依頼して、適用を受ける2社についての必要な書類を揃えて住居所を管轄するハローワークに申し出ます。

本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、申出日より前に遡って被保険者となることはできません。

事業主は、申出を希望する労働者からの記載依頼を受けたら、速やかに事業主記載 事項を記入し、確認資料(写し可)と併せて本人に交付してください。また、事業主 は、労働者が申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはいけません。

- (1) マルチジョブホルダーを雇い入れた場合、マルチジョブホルダーになった場合
 - ・ 記入書類・・・・・ 「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届」
- 確認資料・・・・・賃金台帳、出勤簿(原則、記載年月日の直近1か月分)、労働者 名簿、雇用契約書、労働条件通知書、雇入通知書

役員、事業主と同居している親族及び在宅勤務者等といった労働者性の判断を要する場合は、別途確認資料が必要となります。

※ 添付書類の省略はできません。

本人から提出された書類について確認を行い、住居所管轄ハローワークから事業 主へ「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得確認通知書(事業主通知用)」 を郵送します。通知書に記載された申出・資格取得年月日から雇用保険料の納付義 務が発生します。

- (2) マルチジョブホルダーが離職した場合、マルチジョブホルダーでなくなった場合
- ① 離職票の交付を希望しないとき
- ・ 記入書類・・・・・ 「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」
- ・ 確認資料・・・・・・事業所を離職等した場合には以下の添付書類が必要です。 賃金台帳、出勤簿(原則1か月分)、労働者名簿、離職理由の分か る資料(退職願、雇用契約書、解雇予告通知書など)
 - ※ 添付書類の省略はできません。

② 離職票の交付を希望するとき

- ・ 記入書類・・・・・ 「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」 「雇用保険被保険者離職証明書」
- 確認資料・・・・・次のイまたはロ

イ 離職等した事業所の場合

賃金台帳、出勤簿(原則 12 か月分)、労働者名簿、離職理由の分かる資料(退職願、雇用契約書、解雇予告通知書など)

- ロ 雇用が継続しており、雇用契約に変更がない事業所の場合 出勤簿 (原則 12 か月分)
- ※ 添付書類の省略はできません。

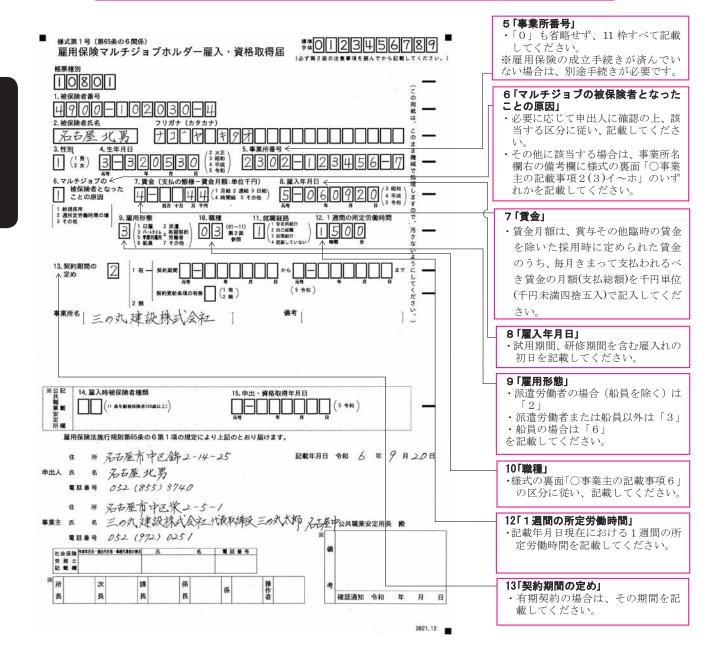
本人から提出された書類について確認を行い、住居所管轄ハローワークから事業主へ「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失確認通知書(事業主通知用)」及び「離職証明書(事業主控)」(離職票の交付を希望するとき)を郵送します。通知書に記載されたマルチジョブ離職年月日の翌日から雇用保険料の納付義務が消滅します。

9 資格取得届や資格喪失届等の提出後に内容を訂正する場合

資格取得届や資格喪失届(離職証明書含む)等を管轄ハローワークに提出後に内容に誤りがあることがわかった場合、「雇用保険被保険者資格取得・喪失等届訂正・取消願」(様式195ページ参照)に必要事項を記載し、管轄ハローワークに提出してください。

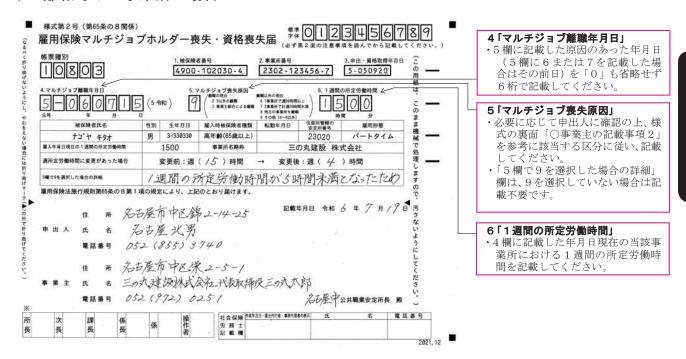
なお、その訂正した内容が確認できる資料等が必要となる場合がありますので、内容に誤りがあることがわかった場合は、提出方法についてあらかじめ管轄ハローワークにご相談ください。

雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届の記入例

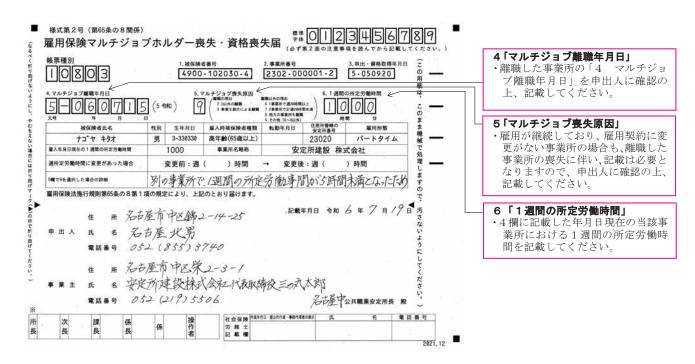


雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届の記入例

イ 離職等した事業所の場合



ロ 雇用が継続しており、雇用契約に変更がない事業所の場合



○ 被保険者に関する諸手続Q&A

Q 出向社員の取扱いは?

A社では、このたび社員を系列のB社に出向させることになりました。賃金は月 給の4分の3をA社が負担し、残りの4分の1をB社が負担する予定です。

このような場合、社員は、どちらの被保険者となるのでしょうか。

A 労働者が出向して、2以上の事業主と雇用関係ができたようなときは、その労働者が 生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係のみ被保険者として取り扱う こととしています。(30ページ参照)

したがって、今回のケースは、賃金の4分の3を負担するA社が主たる事業主となりますので、引き続きA社の被保険者として取り扱うこととなります。ただし、この被保険者が離職した場合には、被保険者となっているA社での賃金のみが、離職票の賃金に記載されることとなります(B社の賃金は記載されません。)のでご注意ください。

【 参考 】 出向に関する雇用保険の取扱いについて

出向の形態に合わせて、以下の2種類に分類しています。

● 移籍出向

出向元事業主との雇用関係を終了させて勤務する場合で、出向元の事業主 を離職し、出向先の事業主に新たに雇用されたものとして取り扱います。

● 在籍出向

出向元の事業主との雇用関係を継続させたまま出向先で勤務する場合で、 出向元と出向先の両事業所との間に雇用関係が生じることとなります。

雇用保険では、そのうち主たる雇用関係、すなわちその者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者となりますのでご注意ください。

したがって、出向元で賃金が支払われる場合は原則として出向元の事業主の雇用関係について、出向先で賃金が支払われる場合は原則として出向先の事業主との雇用関係について、それぞれ被保険者資格を有することとなります。

○ 被保険者に関する諸手続Q&A

Q 雇用保険被保険者資格の取得の年月日は?

当社では、4月1日付けで2名採用したのですが、今年は4月1日が日曜日であったため、実際に出勤したのは4月2日となりました。

この場合の資格取得日について、どのような取扱いとなるか教えてください。

A この場合の資格取得日は、4月1日となります。

資格取得届の「11. 資格取得年月日」の欄には、事業主と本人との間で契約した雇用開始日を記入していただくこととなります。特に、試用期間、研修期間、休日、祝日等がある場合には、間違いが大変起こりやすくなっていますので、十分注意してください。

Q 外国で勤務する者の被保険者資格は?

当社では、このたび、アメリカのサンフランシスコに支店を開設することとなりました。当面、本社から3名を赴任させ、現地で1名を採用する予定です。

海外の事業所に勤務する者の被保険者資格について、どのような取扱いとなるか 教えてください。

A 適用事業に雇用される労働者が、事業主の命により外国で勤務するような場合であっても、日本国内の適用事業との雇用関係が存続している限り、引き続き被保険者として取り扱うこととなります。(31ページ参照)

したがって、今回の場合には、本社から赴任する3名については、引き続き被保険者として取り扱います。ただし、現地採用の1名については被保険者となりませんのでご注意ください。

Q 雇用保険の加入状況について確認する方法は?

雇い入れている労働者について、雇用保険被保険者資格取得届の手続漏れがないかを確認するためにはどうすればいいですか。

A 「事業所別被保険者台帳」という請求のあった事業所に適用されている被保険者の 氏名や資格取得年月日が記載された台帳を提供いたします。

請求方法につきましては、事業所の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。また、社会保険労務士等を代理人として依頼することも可能です。

なお、事業所別被保険者台帳の提供については、依頼をいただいた後、一定の時間 をいただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

〇 被保険者に関する諸手続Q&A

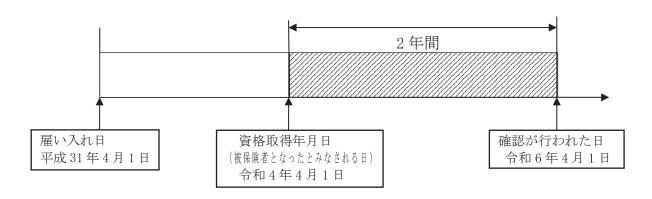
Q 雇用保険の手続漏れがあった場合には?

雇い入れている労働者について、雇用保険の手続漏れがあった場合、遡って被保 険者資格取得届の手続を行うことができますか。

A 事業主は、新たに従業員を雇用したときは、被保険者となった日の属する月の翌月 10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくことになっています。

この手続が何らかの理由で漏れていた場合には、過去に遡って確認を行うことになりますが、被保険者となった日が、被保険者であったことの確認が行われた日から2 年より前であった場合には、その確認が行われた日の2年前の日とみなすこととしています。(雇用保険法第14条)

例えば、平成 31 年 4 月 1 日に雇い入れた者について、資格取得届の提出が漏れていたことがわかり、被保険者となったことの確認が、令和 6 年 4 月 1 日になって行われた場合は、その 2 年前の日、すなわち令和 4 年 4 月 1 日に被保険者となったものとみなします。



※ 2年を超える雇用保険の遡及適用について

事業主から雇用保険被保険者資格取得届を提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、上記の図のとおり、被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能となっております。

平成22年10月1日以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが賃金 台帳や給与明細書等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の <u>**遡及適用が可能**</u>となりましたので、対象の方がいらっしゃるような場合につきまして は、管轄のハローワークにご相談ください。

○ 被保険者に関する諸手続Q&A

Q 雇用保険被保険者証とは?

従業員から、前の会社で交付を受けた被保険者証を持っていると聞きましたが、 現在の会社でも被保険者証を交付しています。注意事項があれば教えてください。

A 雇用保険被保険者証は、被保険者であった期間の通算や、被保険者種類の決定など、 適正な失業等給付を行うためのもので、被保険者ごとに固有の番号が付与されています ので、本人が他の事業所へ転職した場合でも同じ番号を使用します。

このため、<u>事業主の皆様におかれましては、労働者を雇用したときは、前職歴に注意</u> して、被保険者証の有無の確認を行っていただきますようお願いします。

具体的な今回のようなケースは、前の会社で交付を受けた被保険者番号と、現在の会 社で交付した被保険者番号とを確認して、違う番号であれば、本人の不利益となる場合 があることから、速やかに被保険者番号の統合をしていただく必要があります。

万一、本人が被保険者証を紛失したときは、巻末付録の様式「雇用保険被保険者証再 交付申請書」(192ページ参照)を提出して再交付手続を行うこともできます。

雇用保険被保険者証や被保険者番号について、不明な点等あれば、お気軽にお近くの ハローワークまでお問い合わせください。

Q 離職証明書の提出は?

当社で勤務していた従業員が2か月で退職してしまいましたが、雇用保険を受給 する資格がないと思われるため、離職証明書を提出する必要があるのでしょうか。

A 原則として、提出していただく必要があります。

平成19年の雇用保険法改正により、雇用保険の受給資格を得るために必要な被保険者期間が離職理由によって異なることとなり、また、この離職理由については、直近の離職理由を判定する取扱いとなったため、ごく短い期間の離職証明書であっても、離職者の受給手続きに大きな影響を与える可能性があります。

また、明らかに受給資格がないと思われる離職票であっても、他の離職票をまとめることにより受給資格を得られることがあるので、原則として、離職証明書の提出が必要です。

なお、離職者が雇用保険の受給資格の決定を受ける際、必要な離職票の交付を受けていない場合には、ハローワークから事業主に対して、離職証明書の提出を求めることがありますのでご注意ください。